# 平成29年

彦根愛知犬上広域行政組合議会 会 議 録

> 8月定例会 (8月30日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

# 平 成 2 9 年 8 月

# 彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 3 号 8 月 30 日 (水)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
会議に出席した議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
会議に欠席した議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議場に出席した事務局職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
会議に出席した説明員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
開 会	3
開議	3
会議録署名議員の指名(1番 木村修君、18番 外川善正君)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第3号上程(管理者提案説明) ·····	3
議案第 3 号 (質疑・討論) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	. 1
議案第3号(採決)	. 1
議案第 4 号上程 (管理者提案説明) ······ 1	. 1
議案第4号(質疑・討論)1	. 3
議案第 4 号 (採決) 1	. 3
議案第5号上程(管理者提案説明) ······ 1	. 3
議案第5号(質疑・討論)	. 4
議案第5号(採決) 1	. 4
請願第1号審查 1	. 4
請願第1号(発言)	. 4
17番 河村善一君 発言	. 4
2番 獅山向洋君 発言	. 5
6番 西澤伸明君 発言	. 5
18番 外川善正君 発言	. 7
10番 安藤 博君 発言	. 8
請願第1号(採決)	. 8
一般質問	. 8
16番 安澤 勝君 質問	. 8

		彦	根	愛	知	犬	上	地	域	<u>_</u> ,	み	処	理	建	設	候	補	地	選	定	に	つ	V)	て	•	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	18
大	久	保	管	理	者					答	弁										• •											• •	21
植	田	建	設	推	進	室	長			答	弁												• •									• •	22
16	番		安	澤		勝	君			再	質	問		•					• •	• •			• •									• •	25
植	田	建	設	推	進	室	長			答	弁												• •									• •	26
5	番		Щ	内	善	男	君			質	問																						28
		管	理	者	会	議	に	つ	<b>,</b> ,	て	`	第	1	口	か	ら	第	6	口	ま	で	管	理	者	の	主	張	は	候	補	地	1)	でー
	貫	L	て	٧١	る	が	`	第	7	口	で	候	補	地	4	^	と	_	転	L	た	理	由	に	つ	<i>(</i> )	て					• •	28
		ر"	み	減	量	化	0)	取	組	目	標	を	管	理	者	会	議	で	意	思	疎	通	を	図	り	`	ど	れ	だ	け	0)	施言	没 規
	模	^	圧	縮	L	て	<b>,</b> ,	<	0)	か	`	本	気	0)	取	組	を	進	め	る	ک	لح	に	つ	<i>\</i> \	て						• •	28
大	久	保	管	理	者					答	弁												• •									• •	29
植	田	建	設	推	進	室	長			答	弁										• •											• •	29
5	番		Щ	内	善	男	君			再	質	問		•							• •											• •	30
大	久	保	管	理	者					答	弁										• •											• •	32
植	田	建	設	推	進	室	長			答	弁										• •											• •	32
2	番		獅	Щ	向	洋	君			質	問																					• •	33
		彦	根	愛	知	犬	上	地	域	ر"	み	処	理	施	設	候	補	地	選	定	委	員	会	及	び	委	員	に	つ	V	て		
																															• •		34
		平	成	2	9	年	2	月	付	選	定	委	員	会	作	成	0)	結	果	報	告	書	(	概	要	版	)	に	つ	٧١	て		
																															• •	• •	35
		管	理	者	会	議	0)	会	議	録	に	つ	い	て		• •	• •		• •	• •	• •		• •								• •	• •	38
		平	成	2	9	年	7	月	5	日	付	Γ	L	が	彦	根	新	聞	J	の	報	道	に	つ	<i>(</i> )	て					• •	• •	40
		大	久	保	管	理	者	0)	彦	根	市	長	選	挙	に	お	け	る	言	動	に	つ	い	て			• •				• •	• •	40
		ЛП	嶋	副	管	理	者	が	作	成	し	た	文	書	に	つ	<i>(</i> )	て		• •			• •	• •		• •	• •				• •	• •	41
大	久	保	管	理	者					答	弁				• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •				• •	• •	41
植	田	建	設	推	進	室	長			答	弁		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	43
2	番		獅	Щ	向	洋	君			再	質	問		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	48
大	久	保	管	理	者					答	弁		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •				• •	• •	51
							長																										52
2	番		獅	Щ	向	洋	君			再	々	質	問		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •				• •	• •	54
大	久	保	管	理	者					答	弁				• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •			• •	• •	55
																																• •	
会	議	案	第	1	号	(	質	疑	•	討	論																					• •	
6	番		西	澤	伸	明	君			質	疑																						58

2番	獅山向洋君	答弁			• • • •	 	 		 58
6番	西澤伸明君	再質疑			• • • •	 • • • •	 		 59
2番	獅山向洋君	答弁			• • • •	 	 		 59
17番	河村善一君	質疑			• • • •	 	 		 59
2番	獅山向洋君	答弁			• • • •	 	 		 60
17番	河村善一君	再質疑			• • • •	 	 		 61
2番	獅山向洋君	答弁			• • • •	 	 	· • • • •	 62
11番	夏川嘉一郎君	反対討	論			 	 		 63
10番	安藤 博君	賛成討	論		• • • •	 	 		 63
6番	西澤伸明君	賛成討	論		• • • •	 	 	· • • • •	 64
17番	河村善一君	反対討	論			 	 		 65
会議案	第1号(採決)				• • • •	 	 		 65
閉会					• • • •	 • • • •	 		 66
付録									
全員協	議会 (平成 29 4	年 8 月 3	80 日	)		 	 		 67

# 8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録 (第3号)

平成 29 年 8 月 30 日 (水)

### 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号上程
- 第4 議案第4号上程
- 第5 議案第5号上程
- 第6 請願第1号審查
- 第7 一般質問

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号

平成 28 年度 (2016 年度) 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳 入歳出決算につき認定を求めることについて

日程第4 議案第4号

平成 29 年度 (2017 年度) 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補 正予算 (第 1 号)

日程第5 議案第5号

彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の 一部を改正する条例案

日程第6 請願第1号

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書

- 日程第7 一般質問
- 追加日程 会議案第1号

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に 関する条例案

# 会議に出席した議員(19名)

1番木村修君

2番獅山南洋君

3番大橋富造君

4番 村 岸 善 一 君

5番山内善男君

6番 西澤 伸 明 君

7番 木 下 茂 樹 君

8番前田広幸君

9番 北 川 元 気 君

10番 安 藤 博 君

11番 夏 川 嘉一郎 君

12番 徳 田 文 治 君

13番 中野正剛君

14番 杉 原 祥 浩 君

15番 小 菅 雅 至 君

16番 安 澤 勝 君

17番 河 村 善 一 君

18番 外 川 善 正 君

19番 西川 正義君

# 会議に欠席した議員(0名)

## 議場に出席した事務局職員

事務局長橋 本 公 志 事務局次長 金 田 憲 治

 事務局副主幹
 藤
 野
 知
 之

 書
 記
 高
 橋
 大

# 会議に出席した説明員

会計管理者

理 者 君 大久保 貴 副管理者 Ш 嶋 恒 紹 君 副管理者 宇 野 雄 君 副管理者 伊 藤 定 勉 君 副管理者 豊 君 北 Ш 昭 副管理者 久 久 保 良 君

和

気

豊

文

君

事務局長 本 君 橋 公 志 総務課長 君 金 田 憲 治 紫雲苑場長 川那部 晴 朗 君 建設推進室長 植 田 亮 平 君 中山投棄場長 野 瀨 次 夫 君 君 建設推進室主幹 村 上 義 建設推進室主幹 Ш 君 宮 伸 夫 中山投棄場主幹 森 豊 孝 君 水

#### 午後2時01分開会

○議長(西川正義君) それでは、ただいまから、平成29年8月彦根愛知 大上広域行政組合議会定例会を開会 いたします。

ただいまの出席議員は、19名で、 会議開会定足数に達しております。よって、平成29年8月定例会は、成立 いたしました。ただちに、本日の会議 を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(西川正義君) 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、18番 外川善正君および1番 木村修君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長(西川正義君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期 は、本日、1日間といたしたいと思い ます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川正義君) ご異議なしと 認めます。よって、今定例会の会期は、 本日1日間に決定しました。

### 日程第3 議案第3号上程

〇議長(西川正義君)次に、日程第3、議案第3号平成28年度(2016年度) 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を

求めることについてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

- ○議長(西川正義君) 提案者の説明 を求めます。管理者。
- 〇管理者(大久保貴君) それでは、 お手元の議案書で、別冊としておりま す議案第3号 平成28年度(201 6年度)彦根愛知犬上広域行政組合一 般会計歳入歳出決算につき認定を求 めることについての概要について、ご 説明を申し上げます。

財政状況の厳しい中ではありますが、予算執行には十分留意をいたしまして、可能な限りにおきまして経費の節減に努めてまいりました結果、平成28年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額それぞれ3億7444万7千円に対しまして、歳入決算額は3億7547万1932円、歳出決算額は3億5231万141円、歳入歳出差引額は2316万1791円となったところでございます。

なお、本決算に関しましては、去る 7月18日に、監査委員による決算審 査を実施していただき、決算に係る調 書等につきましては、いずれも関係活 令に準拠して作成され、関係諸帳簿お よび証拠書類と符号しており、計数のと よび証拠書類と符号しており、計 よび証拠書類と符号しており、計 との審査意見をいただいてお りますので、併せてご報告をさせてい ただきます。

詳細につきましては、事務局から説

明申し上げますので、ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。

○議長(西川正義君) 事務局からの 詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長(金田憲治君) それでは、 議案第3号 平成28年度(2016年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般 会計歳入歳出決算につき認定をといて、お手元の別冊ととについて、お手元の別冊ととなることについて、お手元の別冊ととなるの別冊をご説明されて、決算の内容をご説明させていたできます。 とにわたり説明がなされておまました全員協議会で、事務局長よります。 ました全員協議会で、事務局長よりますので、本日は主要な部分についただきます。

1ページをお開き願います。歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ3億7444万7千円で、これに対しまして、歳入決算額は3億7547万1932円、歳出決算額は3億5231万141円で、歳入歳出差引残額は2316万1791円となり、この残額2316万1791円は、地方自治法第233条の2の規定により、決算上剰余金として、平成29年度の歳入に編入するものでございます。

次、2ページおよび3ページは、それぞれ歳入と歳出に係る決算の総括表ですので、その説明につきましては、4ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書を用い、ご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明いたしま すので、4ページをお開き願います。 第1款 分担金及び負担金は、組合規 約および負担金に関する条例の規定 により、起債償還経費および管理運営 経費を構成団体で按分いたしまして、 合計で3億2906万2000円を構成市町 にご負担いただき、収入いたしました。 内訳としまして、第1項 分担金、第 1 目 分担金、第1節 市町分担金に つきましては、起債償還経費として 626 万 8000 円、また、第2項 負担 金、第1目 負担金、第1節 市町負 担金につきましては、管理運営経費と して3億2279万4000円を収入いたし ました。前年度と比較しますと、構成 市町1市4町の市町負担金が減り、1 億 4863 万円の減となっております。 なお、構成市町別の各内訳は、それぞ れ備考欄のとおりでございます。

続いて、第2款 使用料及び手数料は、合計で2945万9920円を収入いたしました。第1節 斎場使用料につきましては、人体、動物の火葬等で合計2612件を取扱いしまして、2751万6000円を収入いたしました。

5ページに移っていただきまして、 第2節 投棄場使用料でありますが、 有料取扱いの埋立ごみ分で24万2990 kgを中継基地事業として処理しまし て、194万3920円を収入いたしまし た。なお、斎場使用料、投棄場使用料 の内訳は、それぞれ備考欄のとおりで ございます。

次に第4款 繰入金につきましては、収入がございませんでした。

次に第5款 繰越金、第1節 前年 度繰越金につきまして、前年度の決算 上剰余金、1160万 6450円を繰越した ものでございます。

次に第6款 諸収入は、合計で 12 万 8197 円を収入いたしました。第1 項 組合預金利子、第1節 組合預金 利子は、定期預金等の利息で、63 円を 収入いたしました。

6ページに移っていただきまして、 第2項 雑入、第1節 雑入は、備考 欄に記載の内訳のとおり、6万1174円 を収入いたしました。

以上が、歳入の決算でございまして、 予算現額 3 億 7444 万 7 千円に対しま して、調定額、収入済額とも 3 億 7547 万 1932 円となり、収入率としては 100.27%で、不納欠損額、収入未済額 はございませんでした。 続きまして、歳出についてご説明い たします。

7ページをご覧ください。第1款 議会費は、議会運営に要しました経費 でございまして、予算現額 35 万円に 対しまして、支出済額 24 万 2766 円、 不用額が 10 万 7234 円でございまし た。内訳といたしまして、第9節 旅 費は、議員の方への費用弁償として、 21万 6000 円を支出いたしました。第 1 1節 需用費は、議会資料の印刷代、 会議用のお茶代で、8450 円を支出いた しました。第1 2節 役務費は、議員 への資料送付料として1万 8316 円を 支出いたしました。

次に第2款 衛生費は、組合の総務 課、紫雲苑、中山投棄場、建設推進室 の管理運営に係る経費でございまし て、予算現額3億6682万9千円に対 しまして、3億4580万595円を支出 いたしました。不用額につきましては、 2102万8405円でございました。

第1項 衛生管理費、第1目 一般 管理費は、総務課の事務経費および職員の人件費等でございまして、予算現額1億4610万4千円に対しまして、 1億4472万9852円を支出いたしました。不用額は137万4148円でございました。内訳としまして、第1節報酬は、監査委員2名および公平委員会委員3名の報酬で、合計18万3000円を支出いたしました。第2節 給料は5376万6600円、第3節 職員手当等は、通勤手当をはじめ、期末勤勉手当 や時間外手当等として、4489 万 1730 円をそれぞれ支出いたしました。第4 節 共済費は、滋賀県市町村職員共済 組合費、滋賀県市町村職員互助会費、 社会保険料等で、合計 2135 万 96 円を 支出いたしました。第7節 賃金は、 嘱託職員、臨時職員、合計8名分の賃 金で、1343万8600円を支出いたしま した。第9節 旅費は、県や関係機関 の会議、研修会への出張旅費で、3万 3480円を支出いたしました。8ページ に移っていただきまして、第11節 需用費は、事務用品やコピーカウンタ 一料等の消耗品費、公用車ガソリン代 の燃料費等で、合計 75 万 2635 円を支 出いたしました。第12節 役務費は、 電話・FAX・インターネット通信料 等で、合計 24 万 7646 円を支出いたし ました。第13節 委託料は、弁護士 顧問料、滋賀県市町村職員共済組合へ の職員健康診断委託、財務会計システ ム等の保守委託および改修委託、また、 新地方公会計制度導入支援委託業務 費用で、合計 308 万 4888 円を支出い たしました。第14節 使用料及び賃 借料は、コピー・FAX複合機のリー ス料、豊栄のさとの組合事務所使用料、 ホームページソフトウェア使用料等 で、合計 182 万 5248 円を支出いたし ました。第18節 備品購入費は、新 地方公会計システムの導入等により、 合計 129 万 6550 円を支出いたしまし た。第19節 負担金、補助及び交付 金は、市町派遣職員の退職手当組合負

担金、社会保険協会費、組合の職員互助会への負担金、職員研修受講負担金で、合計 385 万 7651 円を支出いたしました。第 2 7節 公課費は、公用車の自動車重量税差額分で、1728 円を支出いたしました。

次に第2目 財政調整基金積立金 は、前年度繰越金からの積立分と、定 期預金の利息分を合わせて、合計 1015 万 1526 円を積立てたものでございま す。

第3目 投棄場重機・施設整備基金 積立金は、中山投棄場の重機売却代金 の積立と定期預金の利息分を合わせ て、合計 514 万 7256 円を積立ていた しました。

第4目 斎場施設整備基金積立金 は、定期預金の利息分で150円を積立 ていたしました。

第5目 退職手当基金積立金は、プロパー職員7名に係る積立分と、定期預金の利息分を合わせて、合計360万2846円を積立てたものでございます。

次に第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、斎場紫雲苑の運営・維 持管理に要した経費でございまして、 予算現額2495万2千円に対しまして、 2426万9096円を支出いたしました。 また不用額につきましては、68万 2904円でございました。内訳としまして、第11節 需用費は、事務用品、 火葬時に使用いたしますローソク、お 香等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料 費、電気・水道等の光熱水費等で、合 計 1389 万 8797 円を支出いたしまし た。第12節 役務費は、電話・FA X・インターネット通信料、また、浄 化槽法定検查手数料、建物火災保険料 で、合計 35 万 9246 円を支出いたしま した。第13節 委託料は、火葬施設 の維持管理、設備の法定点検等に関す る委託および草刈や除雪作業等の業 務委託で、合計 981 万 6373 円を支出 いたしました。なお、内訳につきまし ては、備考欄のとおりでございます。 第14節 使用料及び賃借料は、FA X複合機、NHK放送受信料、AED 賃借料で、合計 16 万 1100 円を支出い たしました。第19節 負担金、補助 及び交付金は、日本環境斎苑協会会費 および防火管理者講習受講料で、合計 2万 4280 円を支出いたしました。第 27節 公課費は、公用車の自動車重 量税および印紙代で 9300 円を支出い たしました。

 9410 円を支出いたしました。第8節報償費は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元への環境保全経費で、合計341万6000円を支出いたしました。内訳につきましては、備考欄のとおりでございます。

10ページに移っていただきまし て、第9節 旅費は、出張旅費で6600 円を支出いたしました。第11節 需 用費は、事務用品や浸出水処理用薬品、 燃料費、食糧費として会議用のお茶代、 計量伝票など印刷物に係ります印刷 製本費、電気・水道等の光熱水費、浸 出水処理設備、脱水設備、および経年 劣化による重機修理による修繕料で、 合計 1796 万 9826 円を支出いたしま した。内訳は、備考欄のとおりでござ います。第12節 役務費は、電話・ FAX・インターネット通信料、また、 重機の検査手数料等、建物共済保険、 2トンダンプ等公用車の保険料で、合 計 69 万 2068 円を支出いたしました。 第13節 委託料は、中山投棄場およ び日夏投棄場の浸出水処理施設の維 持管理、設備の法定点検、法令・公害 防止協定に基づく水質検査等に関し、 必要となる業務委託を行いまして、合 計 1 億 1988 万 6400 円を支出いたしま した。第14節 使用料及び賃借料は、 コピー機、公用車、インターネット用 パソコンの各リース料、NHK放送受 信料で、合計 27万 2552円を支出いた しました。第16節 原材料費は、覆 土用の山土、砕石の購入で合計 51 万

400 円を支出いたしました。第18節 備品購入費は、施設内の除草作業用として草刈機を購入し、2万4300円を支出いたしました。

11ページに移っていただきまして、第19節 負担金、補助及び交付金は、鳥居本学区自治連合会と中山町中山自治会へのコミュニティ事業補助金、三重県伊賀市への環境保全の負担金などで、合計428万7280円を支出いたしました。第27節 公課費は、2トンダンプ等の自動車重量税、印紙代で、3万2600円を支出いたしました。

次に、第2目 塵芥焼却場費は、新 しいごみ処理施設の建設に係ります 建設推進室の運営に要した経費でご ざいまして、予算現額 615 万 6 千円に 対しまして、577万3174円を支出い たしました。また、不用額は38万2826 円でございました。内訳といたしまし て、第8節 報償費は、新ごみ処理施 設建設候補地選定委員会委員11名 の報償費で、30万9420円を支出いた しました。第9節 旅費は、候補地選 定委員会委員の委員会出席に係る費 用弁償および出張旅費で、11万 3236 円を支出いたしました。第11節 需 用費は、事務用品等の消耗品費、公用 車の燃料費、食糧費として新ごみ処理 施設建設候補地選定委員会委員用の お茶代、資料作成の印刷代等で、合計 39万 2003円を支出いたしました。第 12節 役務費は、郵便用切手代、公

続きまして、第3款 公債費、第1項 公債費は、投棄場の建設や改修に当たって借入れを行いました投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で626万6780円を支出いたしました。内訳といたしまして、第1目元金、第23節 償還金、利子及び割引料は、元金償還金として610万5315円を支出いたしました。また、第2目利子、第23節 償還金、利子及び割引料は、利子償還金として16万1465円を支出いたしました。

12ページに移っていただきまして、第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費につきましては、100万円を計上しておりましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございまして、 予算現額 3 億 7444 万 7 千円に対しま して、支出済額 3 億 5231 万 141 円で、 執行率は、94.09%でございました。

13ページに移っていただきまして、実質収支に関する調書は千円未満は四捨五入しておりますが、区分3の歳入歳出差引額は2316万2000円で、区分4の翌年度へ繰越すべき財源がございませんので、区分5の実質収支額も2316万2000円でございます。

14ページをお開き願います。財産に関する調書でございますが、1 公有財産の(1)土地および建物の状況につきましては、土地および建物ともに前年度との比較で増減はございませんでした。

15ページに移っていただきまして、2 物品につきましては、購入価格 50 万円以上の物品・備品の増と が、決算年度中の増とをり、第地方公会計システムなり 1 件増となり 1 件増とおり 1 件増とおり 1 件増とおり 1 件付き 一 となりましたことにより 1 件付き 一 が、ま競 年 世 で、1 0 件ということでございました。 1 0 件ということでござます。

次に3 基金につきましては、4つの各基金条例に基づき積み立てており、決算年度末、平成28年度末の現在高といたしまして、財政調整基金8569万7959円、投棄場重機・施設整備基金3688万9931円、斎場施設整備

基金 75 万 1002 円、退職手当基金 5802 万 2625 円で、4 つの基金の合計で、1 億 8136 万 1517 円でございます。増減 高といたしまして、増減の内訳を備考 欄に記載してございますが、4 つの基 金の合計では、前年度と比べますと、 1890 万 1778 円の増額となり、決算年 度末の現在高としましては、1 億 8136 万 1517 円となりました。

以上が、平成28年度(2016年度)一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、本決算につきましては、去る 7月18日に、当組合監査委員にに、当組合監査委員に、当組合監査委員に、当期の書等、各調書は、いずれも関係法令に準拠して推進を表しており、計数は正確で適正に、当年をしており、計数は正確で適正に、当年を力にあるものと認めた、まないの意見をいただいております。

続きまして、添付資料の主要な施策 の成果および事務報告書についてご 説明させていただきます。

決算からみた主要な施策の成果と 事務報告書、関連附属資料によって構 成されているものでございます。なお、 事務報告書においては所属毎に分か れておりますので、ここでは主要な施 策の成果のみ、簡単にご説明させてい ただきます。

まず、1ページをご覧願います。は

じめにということで、当組合は一部事務組合でありまして、1市4町で共同処理する事務等について説明させていただいているものです。

次に、2ページをお願いいたします。
2.平成28年度決算の状況のまず、
(1)歳入の状況ですが、歳入の合計総額は、3億7547万2000円で、主なものとして、分担金及び負担金が3億2906万2000円、使用料及び手数料が2946万円、繰越金が1160万7000円などで、市町からの分担金及び負担金が構成比87.6%で、歳入の根幹となっております。

なお、前年度の決算額と比較しますと、平成26・27年度と行っておりました紫雲苑の改築工事に伴う構成市町の負担金や、繰越金の減少、また、繰入金がなかったことなどから、マイナス5億2990万7千円の大幅な減少となりました。

次に、3ページですが、(2)歳出の状況では、平成28年度決算額の合計にありますとおり、歳出の合計決算額は、3億5231万円で、予算額の94.1%を執行しております。これも、平成26・27年度と、紫雲苑改築工事に係る事業で大きな予算執行があったため、前年度と比較しますと、マイナス5億4146万2千円の大幅な減少となりました。

次に5ページにつきましては、歳出 決算の構成で、目的別歳出および性質 別歳出について、表とグラフでお示し しているものでございます。目的別では予算科目の衛生費が大きく減っており、また、性質別では、普通建設事業費が皆減となっております。これらにつきましても、紫雲苑の改築工事が終わったことにより、減となっているものでございます。

次に、6ページ、7ページは、目的 別歳出につきまして、また、8ページ、 9ページでは、性質別歳出につきまし て前年度と比較した表をそれぞれ掲 載いたしております。

10ページ以降は、各所属ごとの事 務報告書でございます。この10ペー ジですが、前回の全員協議会の後、議 員の方からご指摘をいただきまして、 総務課の事務報告において管理者会 議を3回開催した旨の報告を記載し ております。これはごみ処理施設建設 候補地選定に係る管理者会議とは別 のものであり、組合議会定例会および 臨時会に係る会議でございます。建設 候補地に係る会議につきましては、2 8ページの建設推進室の中で記載し ておりますが、平成28年度におきま しては、計7回のうち3回開催してお りますのであらためてご報告させて いただきます。31ページ以降は、附 属資料として、人件費、修繕料、委託 料、工事請負費、備品購入費の明細と 地方債の状況を記載しております。

最後になりますが、当組合の財源の 根幹を成します分担金及び負担金は、 財政厳しい中での構成市町からのご 負担であることを肝に銘じ、組合業務を効率的、効果的に適正執行していく ことが、何よりも大切なことであると 考えております。よろしくお願いいた します。

以上、平成28年度決算に係る決算 関係の説明とせていただきます。よろ しくご審議いただきますようお願い いたします。

- ○議長(西川正義君) これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第3号に対する質疑を終結いたします。
- ○議長(西川正義君) これより、討論を行います。討論は、ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(西川正義君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第 3号 平成28年度(2016年度) 彦根愛知犬上広域行政組合一般会計 歳入歳出決算につき認定を求めるこ とについてを、原案のとおり認定する ことに、賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号 平成28年度(2016年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算につき認定を求めることについては、原案のとおり認定されました。

#### 日程第4 議案第4号上程

○議長(西川正義君) 次に、日程第 4、議案第4号 平成29年度(20 17年度)彦根愛知犬上広域行政組合 一般会計補正予算(第1号)を議題と いたします。職員に議案を朗読させま す。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

- ○議長(西川正義君) 提案者の説明 を求めます。管理者。
- ○管理者(大久保貴君) それではお 手元の議案書で、別冊としております 議案第4号 平成29年度(2017 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般 会計補正予算(第1号)の概要につい て、ご説明申し上げます。

当初予算総額 4億 5528 万 5 千円 から、歳入歳出それぞれ 4 万 9 千円を 減額しまして、予算総額を 4億 5523 万 6 千円とするものでございます。

詳細は、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- ○議長(西川正義君) 事務局からの 説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(金田憲治君) それでは、 議案第4号 平成29年度(2017年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般 会計補正予算(第1号)について、お 手元の一般会計補正予算書でご説明 させていただきます。併せてまして、 別添の8月補正予算案の概要もご参 照願います。

補正予算書の1ページをお開き願います。今回お願いします一般会計の

補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4万9千円を減額しまして、4億5523万6千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳入につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金につきまして、当初予算額3億8647万2千円から4万9千円を減額し、3億8642万3千円とするものでございます。

それでは、歳入、歳出それぞれの説明につきましては、5ページから8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。説明とするといっただきますので、補正予算書の8代では、第2款衛生費、第1目一般管理費におきまして、第2款衛生費理費におきまして、補正前の額1億6539万5千円から4万9千円を減額し、1億

6534 万 6 千円とするもので、内訳としましては、第 2 節 給料は 183 万 2 千円の減額、第 3 節 職員手当等は187 万 9 千円の減額、第 4 節 共済費は29 万 2 千円の増額、第 7 節 賃金は363 万 6 千円の増額、第 1 9 節 負担金、補助及び交付金は26 万 6 千円の減額をそれぞれお願いするものです。

また、9ページは、補正予算給与費 明細書でございまして、一般職の給料、 職員手当、共済費の内訳となっており ます。なお、特別職の補正増減はござ いません。

歳入のご説明をしますので、お戻り いただきまして、補正予算書の7ページをお願いたします。2歳入担金を第1款分担金及び負担金は、第1目負担金は、第1目負担金は、第1目の額3億8647万2千円とは、歳出の分と同額の4万9千円を減額分と同額の4万9千円とする減額し、3億8642万3千円とよります。構成市町では、説また場合でございます。は、また場合にでは、対象のとおりでございます。は、第分につきましては、第一次のとおりででででは、第一次のとおります。 理分につきませていたが、投棄場管理分、建設推進をにております。

以上、議案第4号 平成29年度 (2017年度)彦根愛知犬上広域行 政組合一般会計補正予算(第1号)の 説明とさせていただきます。よろしく ご審議いただきますようお願いいた します。

○議長(西川正義君) これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

○議長(西川正義君) これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西川正義君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(西川正義君) これより、採 決を行います。議案第4号 平成29 年度(2017年度)彦根愛知犬上広 域行政組合一般会計補正予算(第1号) を、原案のとおり決することに、賛成 の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第4号 平成29年度(2017年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

### 日程第5 議案第5号上程

○議長(西川正義君) 次に、日程第 5、議案第5号 彦根愛知犬上広域行 政組合職員の配偶者同行休業に関す る条例の一部を改正する条例案を議 題といたします。職員に議案を朗読さ せます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長(西川正義君) 提案者の説明 を求めます。管理者。

○議長(西川正義君) 事務局からの 説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(金田憲治君) それでは、 議案第5号 彦根愛知犬上広域行政 組合職員の配偶者同行休業に関する 条例の一部を改正する条例案につい て、ご説明させていただきます。

配付させていただいております条 例改正概要書によりまして、説明させ ていただきます。

このたび改正しようといたしますのは、彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例でございます。本条例改正は、国家公務員の配偶者同行休業について規定されています人事院規則の改正に準じ、当組合職員の配偶者同行休業に関する条例を改正しようとするもので、改正の趣旨は、休業した職員が職務に復帰したときに、昇給のため、号給の調整

ができる日について、現行は、復帰し た日とその後、最初の昇給日となって いるものを、更に次の昇給日を加える もので、職務に復帰した日後、2回目 の昇給日を追加する改正でございま す。具体的には、現行の彦根愛知犬上 広域行政組合職員の配偶者同行休業 に関する条例の第10条、職場復帰後 における号給の調整の規定の中で、条 例改正概要書の対照表のところで、5 行目の条文、現行「およびその日後」 を「、同日後」に改め、同じく5行目、 現行「最初の」の次に「昇給日(」を 加え、6行目、現行「定める日」の次 に「をいう。以下この項において同 じ。)」を加え、7行目、現行「いず れかの日」を「次の昇給日」に改める ものでございます。なお、付則におき まして、施行日は、公布の日からとす ることを規定しております。

以上、議案第5号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長(西川正義君) これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第5号に対する質疑を終結いたします。

○議長(西川正義君) これより、討論を行います。討論は、ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) ○議長(西川正義君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長(西川正義君) これより、採決を行います。議案第 5 号 彦根愛知 大上広域行政組合職員の配偶者同行 休業に関する条例の一部を改正する 条例案を原案のとおり決することに、 賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第5号 彦根愛知犬 上広域行政組合職員の配偶者同行休 業に関する条例の一部を改正する条 例案は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 請願第1号審査

○議長(西川正義君) 次に、日程第 6、請願第1号 彦根愛知犬上地域ご み処理施設に関する請願書を議題と いたします。

お手元に配付しております請願文 書表に従い、ご審査をお願いいたしま す。職員に請願文書を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長(西川正義君) ただいまの請願につきまして、発言はございませんか。河村議員。

○17番(河村善一君) この請願、 今日初めて読ませていただきました。 その上で、申し上げておきたいと思う んですけれども、この疑問があるなら ば、なぜ今まで出されなかったのだろ うかと思うんです。今までこういうこ とを疑問に思っておられるんだった ら、これを事前に、今までの全員協議会、あるいは定例議会もあったわけではなかったのはでかと。をすいるではなかったのがと。をではなかったのがはなかったのがではなかったのではなかがではない。私ではないではないではないではない。とも、ではないないがある。といいはないないではないないでの。 現状をどのないではないののではないないと思います。 は、ではないないないが、進めいるのがにないないではないないではないが、はあいのがにでいるのがにでいるのがにでいるのがにないます。

**〇議長(西川正義君)** 他にございませんか。獅山議員。

**〇2番(獅山向洋君)** ただいまの河 村議員のですね、ご意見について一言、 意見を申し上げておきたいと思うん ですが、今までに疑問があったならば 言う機会があったとおっしゃるんで すけどね、私は今までにそういう機会 は全くなかったと思っております。こ れまでね、議会は全く関与せず、ただ 選定委員会に傍聴に出るということ だったわけであって、その傍聴してい てもですね、いろいろ疑問があっても 全くそこでですね、発言する機会はな かったわけでございます。それからも う1点ですね、それならば議会で、い わゆる一般質問でですね、いろいろ聞 けたはずだというふうにおっしゃる かもしれませんが、確かに私もですね、 いろいろと疑問がありましたんで、今

まで随分、意見を申し上げてきたわけ ですが、ただ今回ですね、この選定委 員会なり、あるいは管理者会議につい てですね、報告書や会議録が出てきた というのは、これはですね、非常に最 近のことでございましてね、全くそれ に対してですね、意見を申し上げる機 会はなかったというふうに言わなけ ればならないと思います。そういう観 点から申し上げまして、私としまして はようやく議会においてですね、いろ いろと意見を言えるようになったと 思っております。そういう点で、おそ らく請願者におかれてもですね、そう いう気持ちで今回の請願を出された のではないかと、こんなふうに思って おりますので、ひとつご理解といいま すか、私はこの請願について理解して おりますので、ご理解いただければあ りがたいと思っております。以上です。

○議長(西川正義君) 他にございませんか。西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 議事進行で議長にお尋ねをしたいんです。今、2人の発言を聞いてますと、質問と回答、請願者の紹介議員の回答ということがされてるんだと思いますが、その後、賛成討論、反対討論を進行される予定なんでしょうか。それだけ聞かせてもらうと、今の発言と言うと、私は賛成討論したいんですが、紹介議員さんに質問するつもりはありませんので、その辺、説明お願いします。

○議長(西川正義君) 討論はもうし

ませんので、賛成、反対の発言をです ね、今、現在、していただきたいと思 います。西澤議員。

〇 6 番 ( 西 澤 伸 明 君 ) 私は賛成討論 をさせていただきます。請願文を読ま せていただいたんです。請願者が指摘 している選定経過の疑問点、問題点は 全面的に賛同できるものと考えます。 先ほど、質問の中にですね、今までな んでしなかったのかというようにあ りますが、管理者会、7回開かれた管 理者会の非常にわかりやすい会議録 が公開請求によって示されて、それで 選定経過、そして選定結果が出された 後の管理者会議が明らかになったの で、その問題点が明らかになったんだ と思います。今回の問題となった発端 を考えますと、候補地選定委員会の選 定経過を非公開としたことから透明 性を確保することが困難に落ち込ん だことに加えて、選定委員会が公平・ 公正・厳正に5つの応募地を評価した ことを否定したことに結果となって しまう管理者会での議論、論議、さら には管理者会議での決定ではなく、当 組合の管理者として総合的に判断し た結果という異常な経過を辿り、竹原 地区に着地したとそのものに正当性 がなく、道理がないと言わざるを得ま せん。請願者が指摘しているとおり公 開された会議録によりますと、管理者 会議において、管理者、大久保彦根市 長および川嶋副市長は7回行ったう ち、6回まで1市4町の枠組みで候補

地を募集したことへの懐疑的意見が 出てくるくらい彦根市内への誘導を 図る主張、発言をされていたものが、 7回目の最終で急転直下、竹原地区に 決定したこと自体、合理性に欠け何の ための選定委員会だったのかとの誹 りを免れないものであります。私はこ の不透明な結果に、結論になったそも そもの間違いを指摘しないわけには いきません。すなわち、ごみ行政は、 地域住民と行政がごみに関わる実情、 問題意識を共有し合い、知恵を出し合 いながら問題解決にあたらねばなら ない出発点で選定委員会という一見、 透明性の高い手法を用いたにもかか わらず、肝心の応募地をシークレット にし、選定委員会の会議を非公開とし てしまったことです。2 つ目には候補 地に決定すれば、3億円もの地域振興 補助がつくという、億単位の多額の補 助金という誘導策で本来のごみ問題 の解決のために協力をお願いすると いう立場と趣旨が薄れ、後景に追いや られてしまったことです。3 つ目には このことと関連して、ごみ処理施設の 安全性確保と合理性に対する行政と 地域住民の議論が深まらず、駆け引き や科学的根拠を欠いた安全神話の横 行となり、住民の反対運動を納得させ る立場を失ってしまったのだと考え ます。湖北広域組合は応募地も公開し て議論したと聞いています。この機会 に原点に立ち戻り、ごみ処理の広域化 に当たっては、より一層地域住民に丁

寧に説明を求めている県の指摘にも 従い、新ごみ処理施設建設問題を検討 すべきだと提起をしておきたいと思 います。そして請願事項で述べられて いる議会の議決事項にすることは、合 理性があると考えます。つまり、予算 の段階だけでなく、重要施策のプロセ スのひとつが正当に検討されている か、監視機能を強化することは大変重 要だと考えます。よって、本請願を採 択すべきと考えます。なお、私はいろ いろ話されている特定の候補地への 誘導することに与するものではない ことを申し添えておきますし、請願の 中にもそのことが謳われていますの で公平な立場で請願されたものと考 えます。以上です。

○議長(西川正義君) 他に発言はございませんか。外川議員。

**〇18番(外川善正君)** 愛荘町議会 の外川です。皆さん、ご苦労さんです。

今、請願を読ませてにきました。 もとこの彦愛犬でごみ処理場前に をもとこの彦愛犬での中で、数年前に という運びの中で、数年前にれた。 とこの候補地がふれば、 それば、皆さんご存知ですか。それは、 合から3年ぐらい前かな。そ方だけがらるような選定だけがらると、 ですよ、役員の方だけがらたときないすよ、 のときなれて、展開していたたとさいた と、おは選定委員でやりましてその中で非公開の中でもりました。

ょうと。決定した時点で候補地は公表 しましょうというそういう一定のル ールがありました。それはなぜかとい うと、前の轍を踏まないようにいろん なとこから出ていただいた選考委員 さんとか、そういう方々の目から見て、 公正な点数をつけていこうという形 になったんです。この請願を見てます と、どうもあまり私もよくわからない んですが、原町ですか、ここが持って きてほしいっていうてはるんかな。よ くわからへんのやけど、そんなふうに とれるんです。本当にね、自分とこへ ごみ処理施設を持ってこう思ったら、 なぜ選考委員会が設置される前に周 辺の、原町と言うと周辺は外町とかそ の辺ですね、そういう方の賛成をもっ て、そしてなぜ手を挙げなかったのか。 挙げる機会はあったと思います。三津 と海瀬がつぶれてから選考委員会を 立ち上げるまでの時間は少しあった ように思うてます。本当に彦根にもっ てこう思ったら、その時点で私はなぜ 彦根の方が動かなかったのか。その時 点で、何も言わないで公表になった時 点で、評価点がどうのこうのとか、公 正ではないとか、そういうようなね、 後からくっつける。もし、例えばこれ がチャラになって、候補地が変わった としますわね、いったい彦愛犬の組合 議会は何をしとるんやと。組合議会そ のものの信用を欠くわけです。そこら 辺は十分考えていただいて、そしてこ の請願の採択は判断していただきた

い。私はそういうように思います。以上です。

〇議長(西川正義君) 安藤議員。

**○10番(安藤博君)** 私はこの請願に対して、賛成の立場で発言をさせていただきます。

請願者におかれましては、ここで申 し述べておられますとおり、応募の 方々だということでありますけれど も、ただ私は請願事項というところの 地方自治法第96条の第2項で定め られています議決事件の追加という ことに関しまして述べておられます ので、私はこの今ある議員の皆さんが おっしゃっておられましたけども、そ ういった疑問等々を解明するという ことは、広域行政組合議会としてもし っかりとしていく必要があるだろう と。そのためにはやはり、本来であれ ば、管理者側から議決事件に追加をす るべきだと私は思うんですが、今回そ ういった状況もないということであ れば、この議決事件追加というものも ひとつの手法であって、地方自治法9 6条の第1項の条例の改廃から含め て15項あります。それプラス、第2 項の議決事件の追加というものがし っかりと明記されている以上は、議会 としてこの部分についての議論を果 たすべきだというふうに考えますの で発言をさせていただきました。以上 です。

〇議長(西川正義君) 他に発言はご ざいませんか。 それではないようでございますので、ただいまから採決を行います。請願第1号 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設施設に関する請願書は採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって請願第1号 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設に関する請願書は採択すべきものと決しました。以上で請願の審査は終了いたしました。

○議長(西川正義君) 暫時休憩いた します。

[午後3時19分休憩]

[午後3時29分再開]

#### 日程第7 一般質問

○議長(西川正義君) 休憩前に引き 続き会議を開きます。

日程第7、定例会でございますので 当組合所管事項に対する一般質問を 行います。一般質問の発言通告書が3 名の方から提出されておりますので、 順次発言を許します。その順位は、1 6番 安澤勝君、5番 山内善男君、 2番 獅山向洋君といたします。なお、 一括質問、一括答弁でございますので、 質問者は一括で質問していただきた いと思います。安澤議員。

**O16番(安澤勝君)** それでは、一 般質問をさせていただきます。 私は彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定結果について、6 月26日の臨時会において、管理者でいて、管理者がありました。 り選定結果の発表がありました。私は町の竹原地区ということでした。私はでした。 移職を拝命いたしておりますので、させていただきたいと思います。

まず、彦根市内各地より竹原地域ま でごみを運搬するとかなりの時間が かかります。市内には17小学校があ りますが、基準として各小学校を起点 に算出しました。例えば、城東学区か らは片道13.3km。城東学区とい うのは、今ほど申し上げましたように 城東小学校からというふうにご理解 をいただきたいと思います。所要時間 約28分。金城学区からは片道13. 4 k m。所要時間31分。城陽学区か らは片道10.8 km。所要時間23 分。城南学区からは片道10.4 k m。 所要時間23分。河瀬学区からは片道 8. 2 k m 。 所 要 時 間 1 7 分 。 稲 枝 西 学区からは片道12.2km。所要時 間24分となります。ちなみにこの距 離、あるいは時間につきましては、グ ーグルマップを利用して検索をして 調べております。そこで彦根市のごみ 処理の現状を詳細に調べますと、パッ カー車14台、軽ダンプ2台が稼働し ているとして、1日当たりの平均搬入 回数は5.5回。1日の実稼働時間は

360分で、1回当たりの所要時間が 65.5分となります。次に上記の計 算方法で、現施設までの運搬時間は1 1. 4分。ですから、倍の22.8分 に5.5回をかけますと125.4分 が現施設までの運搬時間となります。 次に1日の実稼働時間360分、これ はいわゆる収集時間から運搬時間の 125.4分を引きますと234.6 分。これが収集、あるいは排出の実質 の時間と言えます。234.6÷5. 5としますと、1回当たりの集配時間 は42.7分ということになってまい ります。そして、1回当たりの収集・ 排出時間が42.7+竹原地域までの 所要時間往復で48分。これを割ると、 1回当たりの所要時間は65.5分と なります。それを1.38倍すると、 約5台のパッカー車を増大する必要 があるということになってまいりま す。そうなりますと人件費も含め、パ ッカー車1台の経費が年間約 2500 万 円とすれば、1年で1億2500万円の 経費が最低でも必要となります。今後、 30年、竹原地域に運搬するならば、 37 億 5000 万円の経費がかかる。これ はすべて市民の税金でございます。ま た、平成28年度の彦根市のごみ排出 量は全体で76.7%と実に4分の3 以上を占めています。当然、負担金も 彦根市が断トツで多いのはご承知の とおりです。行楽地でも持ってきたご みは持ち帰るの原則同様、出したごみ は出したところで処分するのが原則

であると私は思っております。多くの ごみを出す彦根市で処理施設を受け 持つべきで市民の負担が多くなる地 域にもっていく必要はないと考えま す。年末の粗大ごみ休日搬入日は、ご みを持ち込む市民の車で長蛇の列が 起こっております。しかし、遠くなる と邪魔くさくなり市内のあちこちで 不法投棄が増える懸念もあります。そ して、ごみ処理をする際に、発生する 熱エネルギーの活用も市民にとって は有効なエネルギーであり、生活を豊 かにできるといえます。これがあるこ とを管理者は十分に理解した上で、考 えを改めるべきです。あらためて、竹 原地域にごみ処理場を建設するので はなく、彦根市内の候補地に建設すべ きと考えますが、見解を求めます。

また、新ごみ処理施設建設に必要な 経費、例えば施設建設費、維持管理費、 補修費、熱回収施設建設費、用地買収 費、各市町が負担する分担金など各費 用の明細を明らかにしていただきた いと思います。

先日、配布されました選定結果の概要版に記載はされておりませんが、各選定委員の採点結果を情報公開で請求し、結果を見ますと、候補地①については20点満点中、0点ある名おは20点はない委員が2名おおられます。0というのは全て審査項目に対して全く評価しないということなのでしょうか。ここは絶対だめと言っているような

ものです。選定委員は公平に審査すべきでありますが、そのような形跡で見いることが問題であることが問題であることが問題を表したが、を責けないましたが、人の地をだめと思っている人の地をだめと思ってとも問題を表しているようではないからは誰一人選任されていません。そのようです。

さて、獅山議員から頂戴いたしまし た管理者会の議事録を拝見いたしま したが、大久保管理者は彦根市長らし く管理者として彦根市に誘致しよう という発言がありましたが、最終の管 理者会では手のひらを返したように 竹原地区を指名されています。先の全 員協議会でも選定理由として、コスト が安いからと説明をされました。それ であれば、最初からコスト重視で選定 するという項目を入れておくべきで あります。大久保市長、大久保管理者 が広域行政組合の管理者であるのは 彦根市長だからなのです。11万市民 の代表である彦根市長であれば、彦根 市民の利益、そして彦根市の利益のた め決断すべきであったはずです。最終 の管理者会議までは合意に至らない までも、管理者の責任において選定し たのであればとの条件付きで一定理 解を得られていた状況で、最終会議で

手のひらを返す判断をしたその裏に そうせざるを得ない状況や私たちに は見えない大きな圧力があったのか と疑います。最終会議での手のひらを 返す判断をした裏に何があったのか、 見解を求めます。

私の地元であります原町の候補地からも判断基準について、いくつかの疑問を持っておられます。不服がある項目に対し、謙虚に耳を傾け、再度調査し、きちっと説明し適正かつ間違えのない正当な判断をすべきと考えますが見解を求めておきたいと思います。

- 〇議長(西川正義君) 管理者。
- ○管理者(大久保貴君) それでは、 安澤議員のご質問にお答え申し上げ ます。

まず、私から最初に要旨4、最終会

議で手のひらを返す判断をした裏に 何があったのか、見解を求めるという ことでございますが、そのことにお答 え申し上げます。新ごみ処理施設の建 設候補地選定に係る管理者会議にお きましては、選定委員会からの報告を 基に、実現可能性や様々な施策との関 連性を加味いたしまして、議論・検討 を重ねたものでございます。その中で は、様々な角度からの意見交換や活発 な議論を行いましたものの、報告書の 優先順位あるいは実現可能性の捉え 方等による見解の相違などから、管理 者および副管理者の全員が賛成する 候補地を見出すことはできなかった わけでございます。しかしながら、ご み処理施設の建設は重要かつ喫緊の 課題でございますことから、5月23 日の第6回会議におきまして、それぞ れの管理者・副管理者、苦渋の選択等、 様々な思いがある中で、最終的に管理 者会としての総意ではなく、管理者が その責任において候補地を決定する ということで、一定の結論に至ったと ころでございます。私としましては、 それまでの会議において、基本的に、 ご指摘をいただいたように、彦根市長 としての立場で意見を述べておりま したけれども、この段階におきまして、 一首長としての立場ではなくて、当組 合の管理者として圏域全体にとって 最も適した候補地を選定することが 重要であると考えまして、それまでの 管理者会議であがった様々なご意見

をあらためて検証し、約1か月弱でご ざいましたけれども、熟考に熟考を重 ねました結果、選定委員会から報告書 をいただいたその優先順位に立ち返 って検討することが最も妥当である と判断をいたしました。そして、優先 順位の上位から建設候補地として適 性を検討いたしました結果、最終的に 優先順位2位でありました愛荘町竹 原区を建設候補地として決定したも のでございます。したがって、議員か らご指摘いただきましたように裏に 何かがあったんではないかと、圧力が あったというようなことは一切ござ いません。なお、最初からコスト重視 で選定をするという項目を入れてお くべきではなかったかというご指摘 ですが、選定に当たって申し上げまし たとおり、愛荘町竹原区を高く評価で きる要因の一つとして、イニシャルコ ストが安いということがあげられま すが、これまで説明を申し上げてまい りましたとおり、本決定につきまして は、選定委員会の優先順位を最大限尊 重した上で、当組合の管理者として総 合的に判断したものでございまして、 コスト等の説明につきましては補足 的に追記をしている事項でございま すので、ご理解のほど、お願い申し上 げたいと存じます。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。
○建設推進室長(植田亮平君) 続きまして、私から要旨1から3および要旨5について順にお答えをいたしま

す。

では、最初に要旨1、あらためて、 竹原地域にゴミ処理施設を建設すべ きではなく、彦根市内の候補地に建設 すべきと考えるが見解を求めるにつ いてお答えをいたします。まず、収集 運搬コストに関するご指摘でござい ますが、選定委員会においては収集運 搬コストを具体的に算出した評価項 目はございませんが、各構成市町から の収集運搬の効率性について、収集運 搬効率という評価項目を設けて、各構 成市町の人口重心からの距離と人口 割合を基に一定の評価を行っており ます。このことにつきましては、具体 的に収集運搬コストを算出すること も検討いたしましたが、各市町におけ る収集運搬の事業形態が異なること により、正確な算出が難しいこと等か ら、最終的にはコストの算出は行わず、 各項目の重要度や項目間の相互関係 等からの評価(20点満点)において、 収集運搬効率の評価項目等を参考に、 各委員の判断により考慮し、評価をす ることになりました。一方、管理者会 議における議論では、全員が賛成する 候補地は見出せない中、コスト面への 配慮を重要視する意見も出たことか ら、安澤議員が行われている計算方法 とほぼ同様の方法を用い、一定の目安 として、事務局において収集運搬コス トを算出し、議論いたしました。しか しながら、1市4町全域を対象にして 公募を行ったもとでは、それが最優先

されるものとはならず、判断材料の一 つとして協議が行われました。また、 不法投棄や有効なエネルギー活用に 関するご指摘につきましては、現段階 では、特に検討を行っておりませんが、 今後、具体的な対策を検討していく必 要があると考えております。いずれに いたしましても、先ほど申しましたよ うに今回の建設候補地の公募は当初 から彦根市に限定しているものでは なく、1 市 4 町の全域を対象としてお り、このことは、これまでから議員の 皆様にもご説明しているところでご ざいます。また、このたびの候補地決 定につきましては、当組合の管理者と して、選定委員会の優先順位を最大限 尊重した上で、様々な要素を勘案し、 総合的に判断したものでございます。 したがいまして、現時点において、建 設候補地を彦根市内に変更する考え はございませんので、ご理解賜ります ようお願いをいたします。

次に、要旨2、新ごみ処理施設建設 に必要な経費、例えば、施設建設費、 維持管理費、補修費、熱回収施設経費、 用地買収費、各市町が負担する分と担する分と の明細を明らかにせごみ 理施となる主ないたします。新経たしまなる主ないたします。 理施しましては、今回整備をいたセン 連たしまりサイクルセン は、今回整備をいたセン は、今回整備をいたとます。 が、一の建設工事に係る経費に加え、また、 た、用地取得に係る経費、地質調査や 環境アセスメント調査など、各種調査 に係る経費、各種計画や設計に係る経 費、建設候補地に対する地域振興策に 係る経費等がございます。それらの各 費用の具体的な明細につきましては、 平成20年度策定の湖東地域広域ご み処理施設整備基本構想や、平成22 年度策定の循環型社会形成推進地域 計画等におきまして、一定の概算費用 が示されておりますが、いずれの計画 も策定から相当の期間が経過をして おり、また、近年は東京オリンピック 関連で建設費が高騰しているようで あることなどから、今年度、策定いた します施設整備基本計画策定の中で 精査をし、あらためて具体的な資金計 画を定める必要があると考えており ますので、ご理解賜りますようお願い をいたします。なお、各市町にご負担 いただく負担金につきましては、国か らの交付金を除いた部分について、当 組合の規約および負担金に関する条 例に基づき、均等割20%と人口割8 0%で按分した額となります。

次に、要旨3、そもそも選定委員の 人選に問題があったのではないたり見解を求めるについてお答えをまるといまず、選定委員会につきます。まず、選定委員会につきます。まず、学識者2名、各分野の専門家3名、公募委員1名および構成市町成る委員5名の計11名で構の各委員5名の計11名で構の各委員5名の計11名で構の各委員5名の計11名で構成の各委員5名の計11名で構成各委員5名の計11名で構成各委員5名の計11名で構成各委員5名の計11名で構成各委員6日間の計算に表する。また。また。

らの評価(20点満点)につきまして は、選定要件による評価(80点満点) や、建設候補地の適性に関わる各応募 地の付帯事項、また、現地確認を行っ た結果等を踏まえ、各委員が新ごみ処 理施設の整備に関して特に重視すべ きと考える点を考慮し、評価している ものです。ご指摘のありました0点の 評価を行うことにつきましては、選定 委員会でも議論されましたが、委員の ご意見として、基礎点としては既に8 0点満点の選定要件による評価でな されており、各委員による20点満点 の評価は、そこからの追加点であると いう考え方が示されたことなどから、 最終的には、それも含めて各委員の判 断に委ねることに決定されました。し たがいまして、ご指摘のように、20 点満点の各委員の評価において、0点 の評価をしたことが、全ての審査項目 で当該応募地を全く評価していない という意味合いにはならないと考え ております。また、環境衛生委員につ きましては、各構成市町に在住で環境 活動に関わっておられる方を、それぞ れの担当課からご推薦いただきまし たが、彦根市からの環境衛生委員とし ては、平山委員をご推薦いただいてお ります。なお、平山委員におかれまし ては、当時、彦根市廃棄物減量等推進 審議会の委員をされておられました が、担当課からの推薦届では、NPO 法人エコネット近畿の理事として届 出いただいたことから、報告書等にお ける委員の名簿ではそのように記載 させていただいているものです。いず れにいたしましても、当組合としては、 選定委員の人選に問題があったとは 考えておりませんので、ご理解賜りま すようお願いいたします。

最後に、要旨5、不服がある項目に 対して謙虚に耳を傾け、再度調査し、 きちんと説明し、適正かつ間違えのな い正当な判断をすべきと考えるが見 解を求めるについてお答えをいたし ます。このたびの建設候補地の公募に おきましては、最終的に5つの地域か らご応募をいただき、深く感謝をして おります。結果的に、愛荘町竹原区以 外の応募地につきましては、残念なが ら候補地として選定させていただく ことはできませんでしたが、議員ご指 摘のとおり、評価項目や評価基準等に 不服や疑問を持たれている応募地か ら問い合わせ等があった場合には、必 要に応じて、業務支援を委託していた 専門のコンサルタント業者や関係機 関等に確認するなどし、再度、適正か つ間違いのない正当な判断であった かを検証した上で、丁寧にご説明させ ていただきたいと考えております。な お、各評価項目や評価基準等について、 その捉え方によって、様々なご意見が あることは承知をしておりますが、各 応募地の具体的な評価の仕方を含め、 これらの評価基準等については、各分 野の委員で構成する選定委員会にお いて、協議・検討を行ったうえで決定

したものでございますので、ご理解賜 りますようお願いいたします。

〇議長(西川正義君) 安澤君。

○16番(安澤勝君) いろいろと説明をいただきました。ある程度、決められた方向での、今、現状、決まった中での、ご答弁を頂戴したのかなというふうに思います。

私が第2番として質問をしているのにですね、それぞれの費用が今、現状でも全く計算ができていないとくられて全くでは質問に対して全く回答がないわけですね。例えば、建設施設について大まかではありますけれどもこれぐらいの費用は今、見込んでいるとかですね、何のために質問を出しているのかということを思いますので、きっちりとですね、ある程度、ざっくりで結構で別にそれは仮に何年後かにですね、上がった下がったは、

それはそれでいいと思います。でも、 やっぱり質問として費用を、明細を明 らかにしてほしいという質問に対し て全く答弁されておられませんので、 これについてはしっかりともう一度、 答弁していただきたいと思います。

学識経験者というか、そんないろん な先生の評価も含めてですね、0とい うことをしっかり協議をした中での 0ということで、それは仕方ないんだ というようなニュアンスで私は捉え ておりますけれども、やはりこれはし っかりとですね、選定委員さんが0と いう評価をされた、その裏にはどうい う理由でこの0という評価をされた のかということを選定委員会をまと めておられる管理者はしっかりと理 解をしていただいた上での発表であ るというふうに思いますので、0とい う評価をされておられることに対し て、執行部の方のもう一度、丁寧な説 明をいただきたいと思います。

5番の不服がある項目についてということで、地域の方からも再度のことが、地域の方からとが、ことがいうようなことがようなことがます。それについては、文書あるいがしておきましては、地域の方ができませいでするということを表しているという。これはやはり、今後についてもます。これはやはり、今後にその選出合の運営について、先ほど丁寧に説明をすると

いうような回答もありましたけれども、しっかりとその誤解というか、組合が思っておられることあるいはりまがしたの思いというのが、やはりまだ歯があるということで、そので、そのと思いをしっかりと埋める努力をしっかりと埋める努力をしいただきたいと思いますが、そのと思います。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。 〇建設推進室長(植田亮平君) 議員からいただきました再質問に関 して大きく4点ございましたが、まず 収集運搬効率の中で人口重心を使っ たということに対してのご質問にお 答えさせていただきます。公開をして おります選定委員会報告書の概要版 にも収集運搬効率の求め方につきま して、詳細を記載させていただいてる ところでございますが、それぞれ1市 4町の人口重心から各応募地までの 直線距離に、それぞれの人口割合をか け、それを足しこんでいくというよう な形で各応募地の収集運搬効率を算 出をしております。ご指摘のとおり、 様々なご意見、例えば安澤議員がおっ しゃられてたような各学区を基準に というような部分もあろうかと思い ますが、この選定委員会におきまして は、今、申しましたような手法で評価 をするということの議論、検討がなさ れまして、こういった手法を採用して おりますので、ご理解賜りますようお 願いをいたします。もう1点、この収集運搬効率の項目という部分という部分をご意見でもご言見がますが、選定委員会の収集運搬効ででで、というようなおりましたり、ご指摘ありましたというように見して表えれました。この1項目の重要をおられました。このは申しました20点ようで、その部分も加味をするというようなところの議論がなされております。

次に、費用につきましてのご指摘で ございます。先ほどの中では、今年度 策定をいたします基本計画の中で精 査をしてくるというお答えをさせて いただいたところでございますが、今、 現在、試算をしております経費につき まして、先ほど申しましたように、ま ず施設の建設費につきましては平成 20年度策定の基本構想の中で一定 概算が示されております。その中では 熱回収施設、いわゆるごみ焼却施設に 焼却残渣溶融施設を加えた場合とし て約72億3800万円、リサイクルセン ターの建設費として 25 億 4400 万円、 こういった数字が示されております。 さらに、その他の経費としましては、 先ほど申しましたように平成22年 度策定の地域計画の中で基本計画ま た地質調査、測量調査、環境アセスメ ント、基本設計、この辺りに係る経費 として合計 4 億 3400 万円ということ

で一定概算をしております。先ほど申 しましたこの部分を合計をしてくる と今までご説明をさせていただいて おりました約 102 億円というような 数字になってまいります。そこに、こ のたび候補地が選定をされたという ことになりますので、候補地選定に伴 いまして、報告書でも示されておりま す竹原区に係るものといたしまして は、造成費および用役整備費として約 1億8000万円、用地取得費として約5 億 3000 万円、道路整備費として約 3000万円、この合計が約7億4000万 円となります。さらに地域振興策とい たしましては、上限3億円というとこ ろで予定をしておりますので、全て合 計をいたしますと現時点では約 110 億円という数字が一定概算としては 算出をされるということになります が、前段申し上げましたように特に建 設費のコスト高騰ということもある ようでございますので繰り返しにな りますが、今年度の基本計画の中で精 査をしてまいりたいというふうに考 えているところでございます。

次でございますが、O点という評価をされたということにつきまして、どう考えるかというようなところでは、方はます。この部分につきましては、先ほども申しましたとおり選定を到したという意見、議論がらりないました。実際に委員さんの中でどうなのかというご意見があった上で、先

最後に不服のある応募地の方から、 お声をいただいた場合にはというよ うなところでございますが、改めまし てでございますが、このたびの公募に おきまして5つの応募をいただいた ということは当初、想定をしていなか ったと言っても過言ではないぐらい の多くの応募をいただいたというこ とで感謝をしております。逆に申し上 げますと当然、残念ながら選定をさせ ていただけなかった4つの応募地に おかれましては、その応募にあたりま して様々なご苦労等もいただいてお るというところでございますので、そ ういった方々から今回の評価でござ いましたり、内容についてのお問い合 わせ等につきましては、今後も誠心誠 意、丁寧にご説明をしてまいりたいと いうふうに考えておるところでござ います。以上でございます。

〇議長(西川正義君) 安澤議員。

○16番(安澤勝君) 再質問ではご ざいませんが、今、お伺いたしますと、 今、現状でのざっくりとした金額で 110億というご回答がございまして。 この110億を、これから議会としても としていく上で先ほど請願をこれから もととなることを いただき可決をいたしました。 ら110億のもととなることを は、しっかりと議論をしていた として、 といますので、 先ほど請願が 採択されたのは非常に助かったと うふうに私は思っております。

これから、山内議員あるいは獅山議員の方からもいろんなご質問があろうかと思いますので、私はこの程度にさせていただきますけれども、やはり透明な議論ができることを切に願っている次第です。以上です。

- **〇議長(西川正義君)** 5番 山内善男君。
- **〇5番(山内善男君)** それでは大きく2点について、質問をさせていただきます。

標題①です。彦根愛知犬上地域新ご み処理建設候補地公募に係る管理者 会議の会議録(概要)が情報開示請求 によって明らかにされました。この中 では、第1回から第6回、第6回は5 月23日でしたが、管理者の主張は① の候補地で一貫していましたけれど も、最後の7回、6月19日では④、 ④は候補地として発表された竹原地 域ですが、の候補地へと一転されまし た。1か月近い間に何があり、どのような理由で態度を変更されたのか、具体的に説明をいただきたいと思いて、 で理者、大久保市長は一貫して、の候補地を選択するよう主張されていたにもかかわらず、6月19日、第7回の最終の会議では一転して④の竹原地域への推薦と態度変更をされました。この理由について、具体的に関①です。

標題②ですが、ゴミ減量化の取組目 標を管理者会議で意思疎通を図り、ど れだけの施設規模へ圧縮していくの か、本気の取り組みを進めていただき たいということで申し上げます。要旨 ですが、これまで再三、ごみ減量化の 具体化について要求してまいりまし た。いよいよ基本計画策定などのスケ ジュールが発表された下で、管理者会 議での大きな目標に対する各自治体 首長の決意が問われていると考えま す。現状のまま推移するなら、結局、 現状のごみ量に対する施設建設とな ることは自明です。住民と事業者、行 政との共同でごみ減量化を最大限追 求をして、最小規模の施設建設とする ためには各自治体の首長の姿勢にか かっているといえます。施設の建設計 画を通じて大きなごみ減量化を果た した全国の事例を検証し、具体的な活 動を財政保証もしながら、実際の実務 を扱う事務方に指示を行う時期に来 ていると考えます。

大きく2点についてお伺いします。

- 〇議長(西川正義君) 管理者。
- **〇管理者(大久保貴君)** 山内議員の ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、先ほ どの安澤議員のご質問のお答えと重 複いたしますけれども、新ごみ処理施 設の建設候補地選定に係る管理者会 の会議では、選定委員会の報告書を基 に、実現の可能性、あるいは様々な施 策との関連性、これらを加味して、議 論・検討を重ねてきたところでござい ます。その中で、様々な角度から意見 交換や活発な議論を行ったものの、報 告書の優先順位、あるいは実現の可能 性の捉え方など意見の相違がござい まして、管理者および副管理者の全員 が賛成する候補地を見出すことはで きなかったということでございます。 しかしながら、ごみ処理施設の建設は 重要かつ喫緊の課題であるという認 識の下に、5月23日の第6回の会議 において、苦渋の選択等、様々な思い がある中で最終的に管理者会として の総意ではなく、管理者がその責任に おいて候補地を決定するということ で、一定の結論に至ったものでござい ます。私としましては、それまで重ね てまいりました会議において、基本的 に彦根市長の立場として意見を申し 述べてまいりましたけれども、この段 階においては、一首長という立場では なく、当組合の管理者として圏域全体 にとって最も適した候補地を選定す ることが重要であると考えました。それまでの管理者会議であると検証した。 こで、それまでの管理者会議で検証し、 1 か月弱の間に熟考に熟考を真とかより、 結果、報告書の優先順位に立ちるといます。最終的とことがよりである。 を表現位の上位から建設候補地としての変荘町竹原区を強調位として決定することに至ったものでございます。 に変子に変子に変子に変子に変子に変子に変子。

〇議長(西川正義君) 建設推進室長。 〇建設推進室長(植田亮平君) 私か ら標題②、ゴミ減量化の取組目標を管 理者会議で意思疎通を図り、どれだけ の施設規模へ圧縮していくのか、本気 の取り組みを進めることについてお 答えをいたします。ごみ減量化の取り 組みにつきましては、これまでから各 構成市町において取り組んでいただ いているところであり、その取り組み の成果として、圏域全体のごみ排出総 量は減少しているところでございま す。具体的には平成25年度末には5 万7101トンであったところが、平 成27年度末には5万1053トン となり、さらに昨年度末では、未確定 ではありますが 4 万 8 3 0 1 トンま で減少する見込みでありますので、3 年間で8800トンのごみ減量化が 達成されることになります。当組合と いたしましても、議員ご指摘のとおり、 施設建設を契機に、より一層のごみ減

量化に取り組んでまいりたいと考えを を対する中では、他の自治体や本コを を委託している専門例をできる。 を委託している時事例では、他のを を委託している時事例では、から先進事のでは、他のもと、 では、他の自治体やココをを の支援を委託している時事のでは、と考えている。 まずら、このもと、がら、このもと、 では、他の自治体やココをを のするでは、他の自治体やココを のするでは、他の自治体やココを では、他の自治体やココを のすると、当事例では まずら、このもとは ながら、このもと、 でしておりますので、 まいりたいと考えておりますので、 まいりたいと考えておりますので、 まいりたいと考えておりますので、 まずらいと考えておりますので、 まずらいと考えておりますので、 まずらま願いをいたします。

○議長(西川正義君) 再質問はありますか。山内議員。

〇5番(山内善男君) それでは再質 問です。1点目ですが、市長、先ほど の答弁の中でもありましたけれども、 第1回から第6回までは彦根の首長 としての意見を通してきたと。それか ら第7回目が当組合の管理者として の意見をまとめて、最終的な選択に及 んだというお話がありました。私は、 ここは1市4町の会議ですので、当初 から管理者は1市4町のトップだと いうふうに思いますので、そのような 発言は4町の皆さんに非常に失礼だ というふうに思いますので、ちょっと 本音をおっしゃったと思いますけれ ども、当初から1市4町のリーダーと して、その姿勢ははっきりとされると いうことは本来大事だったのではな いかということを申し上げておきた いと思います。率直なご意見をおっし やったのだというふうに思いますけ

れども、そのことが4町の皆さんから 非常に疑念を招く結果になってしま うことにもなりかねませんので、あら ためて釈明をされる方がいいという ふうに思います。私は、第1回から第 7回まで1市4町の責任者としての 発言をされていたというふうに思い ましたので、一転して第7回で変わっ たということについて非常に疑念を 持ちましたし、情報開示請求によって 一転して変わったということについ ては疑念を持っておりました。今、お っしゃった理由で、それはそれなりに 理解をいたしますけれども、ただ4町 の皆さんにとっては非常に、さらに不 信を深めるような結果の発言になっ てしまうということで、再度、その点、 釈明をされるのならお願いをしたい というふうに思います。

ンターの状況は把握していませんけ れども、先日、彦根のごみ減量化審議 会で具体的な資料も示されておりま すので、その中では彦根市も事業系の ごみをたたくということでパッカー 車の展開調査なども通じて、ごみの精 査をする中で大幅なごみの減量化を 図っていただく取り組みがありまし た。例えば、基準年になる平成23年 度では約1万トンの事業系のごみが 平成28年度では、6800トン。非 常に3割から4割近い減量化を果た していただいたということで、それは それなりに敬意を表したいというふ うに思います。しかし、家庭系のごみ については、ほぼ横ばいで来ているわ けです。そういう意味では、まだまだ、 ごみ減量化の余地はあるというふう に思いますし、平成27年度、今、直 近で出るデータで言いますと、1人当 たりのごみ量、1市4町全体として把 握していませんが、彦根市の直近のデ ータで言うと平成27年度の1人当 たりの、1日当たりのごみ量は967 グラムです。全国平均が939グラム、 滋賀県が843グラム。これを県下の 順位で並べるとやっぱり残念ながら 県下ワースト1なんです。1市4町に なると、どうなるかわかりませんが、 彦根市の場合、やっぱりワースト1な んです。なので、そういう意味で言う とまだまだごみ減量化の余地はある と、努力する伸びしろはあるというこ とを物語っているというふうに思い

ます。今、当組合の施設規模は日量1 55トンだったというように思うん ですけれども、だいたい今、この彦根 市のごみ量で言いますと、だいたい9 0トンぐらいです。それで4町のごみ 量を加えても約100トンぐらいだ と思うんです。それに対して施設規模 が155トン。かなり余裕をみてもで すね、ごみ減量化を本当に追求をした ら150トンの炉から100トンの 炉へ、約3分の2の施設規模に抑える ことが十分可能だというふうに思い ます。最近、大きな自治体でごみ減量 化を果たしている事例なども紹介さ せていただきました。横浜、名古屋、 東京の中野区とかですね、非常に大き な人口の自治体でも住民や事業者の 協力を得てごみの減量化を果たして、 施設数を減らすとか、あるいはできる だけ小さな施設規模の焼却施設を作 るとか、そういうような施設建設の更 改の時期に合わせて、ごみの減量化の 努力を図っている自治体が数多くみ られます。そういう意味では、そうい う努力を今、果たして、十分実現可能 なものにして、それから基本計画の策 定に結び付けるという点では非常に 緊急に行動を求められているという ように思いますので、そういう意味で 言うと、事務局の答弁というよりも1 市4町の首長の皆さんの取り組みの 姿勢が人、物、金をどれだけごみの減 量化に、ここ数年投入するか、それが 問われているというように思います。 そういう意味では、事務局の方が再答 弁で立っていただくのかもしれませ んが、できれば管理者の皆さんにご回 答いただきたいというふうに思いま す。以上です。

- 〇議長(西川正義君) 管理者。
- 〇管理者(大久保貴君) 再質問にお 答え申し上げます。

管理者会議の中で最初から管理者 として発言をすべきじゃなかったか というお話をいただきました。それも、 ごもっともなご意見だと思います。し かしながら、選定委員会からご報告を いただいたことを基にですね、構成市 町のそれぞれの施策との関連性ある いは実現可能性、その市町でなければ 見えないところということを基にで すね、意見を重ねてきたということで ございまして、私としましては、最終 的に管理者会の総意で候補地を決め るということを目指していたわけで ありますが、そのことは叶わなかった ということになりました。そうした結 果が、管理者の責任において候補地を 決定するということで一定、方向性を 共有したわけでございまして、その結 果としまして、私としましてはあらた めて管理者として圏域全体のことを 考え、そしてこれまでのプロセスをあ らためて参照いたしました結果、こう した結果、候補地に決めさせていただ いたというところでございますので、 ご理解をお願いしたいと存じます。

ごみの減量につきましては、今もい

わゆる3つのR、リサイクル、リユー ス、リデュース、こうした取り組み、 各構成市町で取り組みを進めてござ いますが、新たに建設されます新ごみ 処理焼却場の具体の計画がこれから 策定される中で、さらに減量について 3 つの R を推進していくということ については最大限の努力をしてまい りたいというふうに考えております。 ○議長(西川正義君) 建設推進室長。 〇建設推進室長(植田亮平君) 局から1点、ご報告をさせてもらいま

す。

先ほど、山内議員から日量155ト ンということで、今、計画をしている というふうにおっしゃっていただい たのですが、154トンでございます。 これは平成20年度の基本構想の中 で、今、計画をしている数字でござい ます。先ほど申しましたように、ごみ の減量化に取り組んでいただいた結 果として、ごみ減量が進んでいるとい う部分がございますので、その辺りを 踏まえながら、当然、今年度策定いた します基本計画の中で適正な施設規 模、このごみ減量化を今後も進めてい くという前提の下、適正な施設規模を 検討していきたいというふうに考え ております。なお、当時なかった考え 方といたしまして、いわゆる災害廃棄 物に対しての余剰能力というような 考え方が今、現在は出てきております ので、その辺りも踏まえながら今年度、 適正な施設規模を検討してまいりた

いというふうに考えておるところで ございます。

○議長(西川正義君) 再々質問はありますか。山内議員。

○5番(山内善男君) 1点目なんですが、第1回から第6回まで、①の候補地を非常に熱意を入れて候補地の選定に上げられていたのに、第7回で表に上げられていたのに、第7回ではなったと他のではなったともっと他のではないかというないまないうふうに思いまかったのではなかったのかというないまではなかったのかということで申し上げました。

2つ目ですが、ごみの減量化と施設 規模をしっかり結び付けて、できるだ け小さな規模に圧縮をしていくとい う取り組みについては、本当に1市4 町の首長の皆さん、特に彦根の川嶋副 市長は清掃センターの所長もされて ましたし、その道のオーソリティーで もありますので、ぜひ主導的な役割も 期待をしたいというふうに思います。 そういう点では、ごみの減量化は全国 的にも経済が右肩下がりになる中で、 ごみの量そのものが全国的にも減っ てきています。彦根の方では事業系の ごみも非常に減量する取り組みもし ていただきましたけれど、さらに家庭 でのごみを市民の協力も得てしてい くという点では、やはりまだまだ努力 の余地があるというふうに思います。 例えば、人権政策課の方でまち懇の資

料をいただきましたけれど、自治体の ほぼ8割ぐらいの自治会でまちづく り懇談会を行なわれて、約5千人から 6 千人の市民の皆さんが参加されて います。それに比べて、ごみの減量化 に対する市民の参加数、確かに増えて はきてますけど、それに比べると非常 に少ない状況です。そういう点では自 治体の取り組みいかんによっては、き っちり市民を巻き込んで、ごみの減量 化を実施していく可能性というのは まだまだあるというふうに思います ので、その辺りの努力を首長の皆さん にぜひ期待をしたいというふうに思 いますし、ぜひそのことを施設規模と 結び付けていただきたいということ を最後に申し上げておきたいと思い ます。以上です。

○議長(西川正義君) 私の方からですね、当議会の会議時間についてですが、当組合議会会議規則第36条の規定によりまして、彦根市議会会議規則第36条の例によりまして、午前9時から午後5時までの時間でありますが、本日の会議時間につきましては、あらかじめ、議事の都合によりまして、延長させていただきますのでご了解をいただきたいと思います。

続きまして、2番 獅山向洋君。

○2番(獅山向洋君) 既にお二人の 議員からかなり詳しい質問がありま してですね、多少重複するかも知れま せんが、発言通告書にしたがいまして 質問したいと思います。 まず、標題①ですが、彦根愛知犬上 地域ごみ処理施設候補地選定委員会 および委員について質問いたします。

まず、1ですけれども選定委員会設 置要綱は学識経験者、専門委員、公募 委員、環境衛生委員、その他管理者が 必要と認める者という規定があるわ けですが、私、かねがねですね、どう いう意味かいなと。こういう方々が本 当に候補地選定にふさわしい方々だ ろうかという疑問を持っておりまし たんで、そういう意味で改めましてで すね、この各委員の定義なりですね、 またこの方々にしたという理由を説 明していただきたいと思います。また、 委員が11名ということなんですけ れども、なぜ11名にしたのか、その 理由も説明していただきたいと思い ます。

2番目、専門委員としてですね、 家署としてで根警察としてで根警察を管轄するを管轄するを管轄するを管轄しておりませる。要知郡愛荘町を管轄嘱して、 が、愛知郡愛荘町を管轄嘱ねるるし、 が、変知郡愛荘町を管轄嘱ねるるし、 が、変知郡愛荘町をでするのではないうのではありませる。 ではずかいるでする。 ではずかいでする。 でするが、でするがでする。 でするが、でする。 ではずかでする。 ではずかでする。 ででずばませいができる。 でですが、このでする。 ででするのではないでする。 ででする。 ででですばないたいたが、 に変いるの理由を説明していただきないます。 といます。

それから3番目ですが、1市4町の

人口は15万人余でございます。ところがですね、公募委員といいながらですね、僅かに1名なんですね。なんだかね、感覚的に言うて公募委員1名だって、何のための公募委員なのかと、こう思うわけですよ。そういう意味で1名とした理由っていうものをきちんと説明していただきたいと思います。

4番目、環境衛生委員5名につきましては、先ほども答弁がありましたけれども、NPO法人についての話はあったんですけれども、なぜ明確に彦根市関係の団体役員は含まれていないのでしょうか。その理由を説明していただきたいと思います。

それから5番目ですが、わざわざ要 綱にはですね、その他管理者が必要と 認める者といふうに書いてあるにも かかわらずですね、これは1人も選任 されておりません。必要がないなら何 も要綱に書く必要もないのになと思 ったんですが、その選任しなかった理 由というものを説明していただきた いと思います。

6番目ですが、以上のとおり、選定 委員会の要綱および人選については、 多くの問題点がございます。いったい この要綱とか人選の原案は誰が作成 したのかなというふうに疑問に思う わけでございます。また、そういう 案についてですね、大久保管理者とらく 事務局 問を持たずにですね、おそらく事務局 案そのまま了承されたんじゃないか なと、こう思うわけなんですよ。そう いう意味でですね、疑問は全然持って おられなかったのか。特に要綱の内容 についてね、疑問を持たれなかったん か、それについてお尋ねしたいと思い ます。私が、あえてこれを問題提起し ましたのはね、先ほどから大久保管理 者のご答弁にもですね、選定委員会の 結果をですね、最大限重視したってい うようなことをおっしゃってますん でね、それだけ重視するならば、この 選定委員会がどれだけきちっとした もんであるかという説明が必要では ないかと思うので、質問する次第でご ざいます。

さて、次に標題②に移りますけれど も、平成29年2月付けの選定委員会 作成の結果報告書、これは概要版とい うことでございますが、これについて 質問いたします。

 はり我々に報告書として示されるべきではないかと思います。そういう点で質問するわけです。

それから2番目、概要版の6ページにですね、書いてあるんですが、適性評価(二次審査)評価項目 評価基準(配点:80点)があるわけですが、これについては非常に疑問がたく頃しれたのと思います。まず、各評価項目への配点をですね、一律3点にするとのは、学識経験者としてのようか。また、学識経験者としてでしょうか。また、学識経験者としてですね、その理論的な正当性をですね、どのように説明しておられたのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

3番目、また、評価項目のNo. 1 6 から 2 1 までの相対的な判定とし てですね、造成費、用地整備費、用地 取得費、道路整備費についてはですね、 概算の金額に基づき点数を出しなが らですね、収集運搬については効率の みで配点しております。この各応募地 についてですね、具体的な収集運搬費 を算出して点数をつけてこそですね、 計画的な財政運営になるのではない かと思います。なぜ、各応募地につい てですね、総合的な財政計画を算出し なかったのか。その理由を説明してい ただきたい。これはですね、管理者の 方に聞いても無理かもしれません。選 定委員会の問題ですからね。ですから、 むしろ選定委員会がね、財政的な計画 を何もね、考えていない。点数ばかり

考えていると。ここに非常に問題があるんじゃないかと私は思っているわけでございます。ただ、これについてご答弁できるんやったらちゃんと答弁していただきたいと思います。

それから4番目ですが、11ページ にはですね、各委員から出された意見 概要というものがあるわけです。とこ ろがですね、これは誰が言ったかって いうのは全然わからないんですよ。こ れだけの意見概要であるならば、誰が どういう意見を言ったのかというこ とを明確にしてこそですね、委員とし ての責任ある発言になるんではない かと思います。委員名を不明にした意 見の羅列というのはね、これはもう責 任ある発言ではないと考えておりま すが、見解を問いたい。これはですね、 いろいろな委員会を私も見てきまし たけれどもね、やっぱりそれなりに委 員として選ばれた人はね、自分の責任 において、皆、意見を表明するわけで すよ。ところがここでは完全にブラッ クボックスなんですよね。全然わから ないわけです。

それから 5 番目です。1 3 ページの 各項目の重要度や項目間の相互関係 等からの評価(2 0 点満点)につきま してはですね、各応募地についての各 委員の評価結果の一覧が記載され、さ らに情報公開請求により明らかにな りました各委員の評価結果には匿名 の各委員の採点結果が記載されてお ります。これは既に議員の方からもい

ろいろ疑問点を指摘されたところで ございますが、これについてもあらた めて質問したいと思います。まず、一 覧表を見ますとですね、委員の数は1 0名しかいないわけですよ。委員数は 11名だったはずです。この委員1名 の意見欠如というのはですね、これは ね、選定委員会の中でですね、秘密会 かなんかでどんな話があったか知り ませんけれども、少なくとも11名お られたら、11名の委員の点数が出る はずなんですよ。これはね、こういう ような、欠っていうものはですね、お そらく要綱とか委員会内の申合せ違 反じゃないかなと私は思っておりま す。もし、申し合わせもなく、1人が ですね、欠けたんだったらね、これは しっかりと理由をですね、我々にも明 示してもらいたい。なぜかといいます と、委員1名の意見欠如の結果ですね、 この評価結果にね、大きな影響を及ぼ した可能性はあると思うんです。もし、 影響がないとおっしゃるならばです ね、その理由を明らかにすべきだと思 います。このようなね、委員会の点数 のつけ方をね、重視されることの方が おかしいんではないかと私は思って おります。

さて6番目ですが、20点満点の各委員の評価結果が100点満点の採点に大きな影響を及ぼしたことは間違いありません。さっきね、80点は基礎点だったとおっしゃいましたけどもね、これは最初からおかしいと申

し上げておきますよ。なぜならば、8 0点満点の点数がね、はっきりと概要 版にも書いてあるんですよ、ほとんど 差がなかったと、こう言ってるんです よ。だから、あとの20点で順位が決 まったようなことなんですよ。その具 体的な例を挙げておきますと、80点 満点で1位であった応募地①がです ね、100点満点では最下位の5位に 転落してるわけですよ。まさに20点 の中で決まってるわけですな。同じく 2位だった応募地ですね、80点満点 で2位だった応募地がですね、1位に なってる。80点満点で3位であった 応募地④がですね、これが100点満 点では2位に浮上してですね、結果的 にはこの2位に浮上した応募地④を ですね、大久保管理者が第7回の管理 者会議でですね、候補地に選定してる わけです。そういうふうに考えればで すね、この最後の20点満点の採点が、 今回の候補地選定に決定的な役割を 果たしたということは間違いありま せん。そこでですね、これほど重大な 役割を果たした20点満点に関する 各委員の評価結果についてですね、ど の委員がどのような採点を行ったか はですね、本当に今回の候補地選定に とって極めて重要であったにもかか わらずですね、今回の情報公開請求に 対して、大久保管理者はですね、個々 の委員の氏名を含む採点結果および 採点根拠についても公表しないこと を前提に選定委員による評価が行わ

れたことから、当該情報を公開するこ とで選定委員の信頼を失うこととな る。こう言ってですね、採点した委員 およびその採点結果を公開しており ません。よろしいですか、こういうふ うにね、公開しないことを前提に選定 委員による評価を行ったと。これほど 無責任なことがあるでしょうか。やっ ぱりね、どんな委員でもね、これはい ずれは公開されるものということを 考えて、後々の批判に耐えられるよう にですね、真剣に考えてね、点数をつ けるものなんですよ。それがまさに選 定委員会ですよ。ところがね、最初か らね、選定委員会がね、公表しないこ とを前提にしてね、点数つけてるんで すよ。こんな馬鹿な話があるでしょう か。しかもね、こんなひどいね、選定 委員会の結果をね、尊重すると言って おられるね、管理者、課員の皆さんに ついてね、私は大変な疑問を持ってる わけですよ。さて、そういうことでね、 これだけ重要なことについてですね、 委員の氏名を公表しない。これはね、 各委員の評価は客観性を欠く、主観的 な確たる裏付けのないものでありま してですね、まさに候補地選定の公平 性、透明性を欠いてですね、委員に対 する信頼性を失うものです。さらには ですね、こんな内容でですね、1市4 町、15万人余のですね、住民に対し てね、説得力のあるね、選定であるか と。これを私は憂うんです。本当にこ れね、皆さんがご存知になったらね、

とんでもない話だと。むしろ委員のね、 払ったお金を返してもらえというぐ らいのね、話も出てくるかもしれない ですよ。この意見についてね、私は管 理者のはっきりした見解を伺いたい と思います。

それともう1点ですね、以上のとおりですね、各委員の評価について、数々の疑問点がございます。この知識を管理者会議は無批判らさずれるのでしょうか。最初かもうでしまりがあるとおっしたね。もう優先的に重視するとおっしゃんじゃないと思います。

次は標題③に入ります。管理者会議 の会議録についてでございます。

まず、管理者会議でね、非常に重要 な問題もね、いくつか提起されており ます。まず、そこでお尋ねしたいんで すが、1ですが、ごみ処理施設建設候 補地が愛荘町竹原区になった場合で すね、70%余のごみを出している彦 根市は中継基地を建設する必要があ るというようなご意見もありました。 そこでお尋ねしたいんですが、これは 管理者に対して聞くんですよ。管理者 から見てですね、彦根市が非常に多く のごみを出してるわけですから、中継 基地を建設する必要があるとお考え でしょうか。もし必要だとお考えにな るのだったら、中継基地建設費用はど れぐらいかかるんでしょうか。これを

明らかにしていただきたいと思います。

それから2番目ですね、中継基地を 建設しないときですね、どのような不 都合が生じるんでしょうか。つまり、 交通公害の問題とかですね、あるいは 人件費が増える、これは既に安澤議員 がおっしゃいましたけども、人件費が 増えたりですね、車両を増やす。そう するとその償却費もどんどんでうな とについて検討されたんでしょうか。

それから3番目ですね、これは広域 行政組合としても、彦根市としても すね、非常に重要な問題なんでお尋ね するんですが、中継基地建設費を含め ですね、こういう人件費とかは彦根市が 負担するんですか。それとも広域行政 組合が負担するんですか。これを、や はりこの機会に明らかにしていただ きたいと思います。

とイニシャルコストを足すと、応募地の開きがあれる。つまり、応募地の開きでは用地取得ではある。つまり、応募地のようには用地ではある。の年間のトータルではあるということになる、といりになる、といりになる。これは甲貨あるにおられます。これは計算をはいる。まりになる。これは計算をはいる。まずにように会議録に書いてはいます。ということをはいる。はいとも計算根地はでいただきたいと思います。

それから5番目ですね、これも非常 に重要なことなんですが、愛荘町竹原 区にですね、ごみ処理施設を建設した 場合ですね、応募地①と比較して、一 応 14 億円増加するとしましょう。そ うしますと、この 14 億円は広域行政 組合、つまり1市4町の地域住民が負 担することになるのでしょうか。これ はですね、1市4町の住民にとって非 常に重要な問題なんでね。簡単に言う と、負担がものすごく増えるというこ となんですよ。これは結局、今でいう 14億というね、この金額は地域住民の 負担として加重されてくるのかどう か。ここについてはですね、明確に答 弁していただきたいと思います。

さて6番目ですが、これは既にご質問もあったんですけれども、管理者会議ではですね、第7回まで開催されておりますが、その6回までは彦根市長である大久保管理者、彦根市副市長である川嶋副管理者が彦根市内の応募

地であると推測される応募地①です ね、選定を求めていた。これは管理者 会議の会議録によって明白でござい ます。ところが第7回管理者会議にお いて、大久保管理者は、突然、管理者 の立場として選定委員会の結果を尊 重しつつ総合的に判断し、竹原にお願 いしたいと思う、と発言した。これほ どね、意見が激変するというのは、私 も読んでてびっくりしてしまったわ けですけれども。これ、いかがでしょ うか。先ほどから既に答弁しておられ るんでね、当然、同じ答弁になると思 いますけれども。ただね、なぜそれじ ゃ第6回までは彦根市長の立場で言 うてきたけれども、第7回では管理者 としての立場で言うんだという説明 をね、第7回管理者会議でされなかっ たんですか。何の説明もなく、突然出 てきてるんですよ。しかもですね、そ れじゃ応募地①についてですね、彦根 市長として言っておられたとおっし やってますが、それならば管理者とし て応募地①を全く押してなかったと。 あくまで、彦根市の希望的な感覚で押 しておられたんか。この辺がね、どっ ちにしても再質問で聞きますんで、考 えといてください。

それから7番目、これはちょっと重要なんで聞いておきたいんですけどね、大久保管理者は、第7回管理者会議を開催するまでに、というのは既に彦根市長から離れて、管理者になっておられるわけですから、そして意見が

変わるわけですからね。そういう意味 で事前に副管理者の皆さんにですね、 実は建設候補地を彦根市長としてで はなくですな、管理者として④に決定 したいということを説明されたんで しょうか。これはちょっとね、彦根市 の問題かもしれんけども、第6回管理 者会議までね、歩調を合わせてきた川 嶋副管理者にもですね、同じ庁内にお られるんですから、事前に建設候補地 を応募地④にすると、そのような説明 をされたんでしょうか。これはね、 我々のようにね、会議録だけしかね、 読んでない者にとってはね、本当に唐 突にね、変わってるんでね、いったい 第6回と第7回の間にですね、どうい うことを管理者として意見を変えま すよという説明をされたのか。それを しっかりと我々にも伝えていただき たいと思います。

 氏が責任をとったとする見方もある。 また有力視されていた市内の保補地 を選定しなかった市長への不信かる。 を選定しなかったたとの意見もある。 というような報道がございました。 ういうな報道に対応するような 事実があったかのかどうか。これはに するとしてもですね、非常おと 要な問題ですんで、大久保管理者の 思います。

さて、5番目ですが、大久保管理者 の彦根市長選挙における言動につい て、これはですね、大久保管理者が本 年4月23日執行の彦根市長選挙に 立候補したわけですが、その選挙期間 中にですね、応募地①におけるミニ集 会において、応募地①にごみ処理施設 を建設するのでお願いしたい旨の演 説を行ったということでございます。 この公約の下に応募地①の地域住民 および有力者らは全力を挙げて大久 保候補者を支援したと聞いておりま す。このような事実があったのか、大 久保管理者の答弁を問います。といい ますのは、私がこれをお尋ねするのは ですね、第6回まで彦根市の応募地① を支援してた。第7回で突然変わった わけでしてね、このまさに選挙期間中 にこういう発言をしたのはね、その中 での発言でしてね、この時点では大久 保管理者が、まだ彦根市の応募地①を 押していたということが明らかにな りますんで、そういう意味で大久保管

理者の答弁を問うわけでございます。

標題⑥でございます。川嶋副管理者が作成した文書について、川嶋副帯管理 郡 は、本年 5 月末頃にですね、処理にでする処理に対して、新ごみ処には関し、正式通知には地地に関し、正式通知には地地で、正式通知には地域を要するもの、候補地に関するもの、候補地でではあったとのが、対します。このととでにようか、川嶋副市長の答弁を求めます。

2番目、大久保管理者は、川嶋副市 長が前項の趣旨の文書を応募地①の 自治会に手渡すことを了承して開催 のでしょうか。本年5月23日に開催 り、大久保管理者は彦根市長とと然 り、大久保管理者は彦根市長と当然して了承 と推測できますが、もらで していないとおっしゃるないで は ないたが、 は に川嶋副管理者に対して ないの処分を行うべきではない うか。

以上、いろいろと申し上げましたけれども、私は全体的な流れの中で建設は、本当に今回のごみ処理施設の多すぎる。決して私は、竹原がいんといる。決して私は、竹原がいやないとを言うてるんじゃなですなんな中でなった。むしろ、なぜそんな中でいまですよ。むしろ、なぜそんな中でいたのか、それがよくわからないら意味でいかんわけですから、そういう意味で

質問してるわけでございます。以上です。

○議長(西川正義君) 暫時休憩いた します。

[午後4時55分休憩]

[午後5時04分再開]

○議長(西川正義君) 休憩前に引き 続き会議を開きます。

獅山議員に申し上げますけれども、 長といたしましてはですね、標題の④、 ⑤、⑥につきましては、彦根市の問題 が多いというように感じます。広域行 政組合の中ではですね、若干そぐわな い面もあるんじゃないかなというふ うに考えますがいかがでしょうか。

- **〇2番(獅山向洋君)** わかりました。 結構です。
- 〇議長(西川正義君) 管理者の方は、 それを承知の上で答弁をお願いいた します。管理者。
- 〇管理者(大久保貴君) それでは獅山議員のご質問のうち、最初、私から標題②の要旨6および7、標題③の要旨6および7についてお答え申し上げます。

まず、標題②、要旨6、委員の氏名 を公表しないこと自体、各委員の評価 は客観性を欠く主観的な確たる裏付 けのないものであって、候補地選定の 公平性、透明性を欠き、委員に対する 信頼性を失うばかりか、1市4町、1

5万人余の住民に対する説得力まで 喪失するというご指摘に対する私の 見解についてお答え申し上げます。各 委員の氏名等については、報告書、概 要版のことでございますが、これに記 載しておりますとおり、公表をしてお りますが、個々の委員の氏名を含む採 点結果および採点根拠について非公 開としておりますのは、公開しないこ とを前提に選定委員による評価が行 われたことから、現時点で当該情報を 公開することで選定委員の信頼を失 うことになりまして、当組合において 将来の同種の事務事業の公平または 円滑な執行に著しく支障が生ずるお それがあると考えたものでございま す。なお、公開しないことを前提とい たしましたのは、委員の皆様の客観的 な発言や活発な意見交換を妨げない ようにするためでございまして、これ により候補地選定の公平性や透明性 を欠き、住民の皆さんに対する説得力 が喪失するとは考えておりませんの で、ご理解を賜りますようお願いいた します。

次に、標題②、要旨7、各委員の評価についても数々の疑問点があるが、このような評価結果を管理者会議は無批判に尊重するのかというご指摘に対する管理者会議の見解についてお答えを申し上げます。選定委員会では約2年間、計15回にわたって慎重に丁寧に議論、検討が行われておりまして、その結果報告書は候補地の決定

次に標題③、要旨6、第6回までの 管理者会議と第7回管理者会議で、管 理者が意見変更した理由と経過を詳 細に説明されたいというお尋ねでご ざいます。これは既に、安澤議員、山 内議員からも同様の質問をいただき、 先ほどお答えをいたしましたとおり でございまして、第6回の管理者会議 までは、基本的に、今、先ほど申しま したような様々な地域の事情という こともありますし、彦根市長として意 見を述べてまいりましたが、管理者が その責任において候補地を決定する となった段階において、一首長として の立場ではなく、組合の管理者として 圏域全体にとって、もっとも適した候 補地を選定することが重要だと考え、 それまでの管理者会議でいろいろと あがっておりました意見などをあら ためて検証し、1か月弱、熟考に熟考 を重ねた結果、報告書の優先順位に立

ち戻って検討することがもっとも妥 当だというふうに判断したものでご ざいます。その上で優先順位の上位か ら建設候補地として適性を検討いた しました結果、最終的に、優先順位 2 位の愛荘町竹原区を建設候補地とし て決定したものでございます。

〇議長(西川正義君) 建設推進室長。 〇建設推進室長(植田亮平君) 続き まして、私から残りのご質問について 順にお答えをさせていただきます。

では、最初に標題①、要旨1、選定委員会設置要綱第3条第2項の学識経験者、専門委員、公募委員、環境衛生委員、その他管理者が必要と認める者の定義および制定の理由についてお答えいたします。まず、要綱第3条第2項第1号に定める学識経験者としましては、最新のごみ処理施設やご

み問題、環境問題に対する知見を選定 委員会に反映していただける方とし て大学教授を、また、第2号の専門委 員は、建設候補地選定に関わる専門的 な各分野について、その知見を委員会 に反映していただける方として法律 の専門家である弁護士、土地の評価等 の専門家である不動産鑑定士、および 地域の交通対策に精通しておられる 警察署交通課の課長にお願いをいた しました。また、第3号の公募委員と しましては、ごみ問題や環境問題に対 する地域住民の意見を1市4町の特 定の地域に偏らず中立的な立場で選 定委員会に反映していただける方と しました。さらに、第4号の環境衛生 委員は1市4町の担当課からご推薦 をいただき、当該市町に在住で環境活 動に関わっておられる住民の方とい たしました。なお、第5号のその他管 理者が必要と認める者につきまして は、公募委員の応募がなかった場合や 何らかの事情で委員に欠員が生じた 場合等に必要に応じて委嘱すること を想定をしておりました。続いて、委 員会を11名とした理由についてお 答えします。選定委員会の設置に先立 ち、他の地方公共団体、概ね18団体 でございますが、に対して問合せを行 いましたところ、委員数は7名から1 5名であり、その平均は13名でござ いました。一方で、委員の数は多くな るほど委員会の開催日程の調整が難 しくなることなどを総合的に勘案し、

当組合としては最終的に11名以内 といたしました。なお、各委員の氏名 等につきましては報告書(概要版)に 記載のとおり、公表をしております。

次に、標題①、要旨2、専門委員と して、愛知郡愛荘町を管轄する東近江 警察署の交通課長には委嘱していな い理由についてお答えをいたします。 議員ご指摘のとおり、愛知郡愛荘町に ついては東近江警察署の管轄でござ いますが、先ほどお答えいたしました とおり、委員会の規模をある程度コン パクトにしたいと考えておりました ことから、彦根警察署と東近江警察署 の交通課長には必要に応じて相互連 携を図っていただくこととし、選定委 員会の専門委員としては彦根警察署 の交通課長に代表でお願いすること といたしました。なお、公募の結果、 候補地に決定した竹原区を含め、愛荘 町内の2地域からご応募がありまし たので選定委員会における評価にお きましては、彦根警察署の交通課長を 通じて東近江警察署の交通課長から 当該2地域に係る交通対策上のコメ ントをいただき、選定委員会にご報告 いただきました。

次に、標題①、要旨3、公募委員を 1名とした理由についてお答えいた します。公募委員につきましては、先 ほどお答えしましたとおり、地域住民 の意見を1市4町の特定の地域に偏 らず中立的な立場で反映していただ ける方にお願いいたしましたが、同じ く住民目線でのご意見をいただける 委員として、各市町の担当課からご推 薦をいただいた環境衛生委員が計5 名おられることから、委員会の規模等 を勘案し、人数は最小限の1名とさせ ていただきました。

次に、標題①、要旨5、委員として、 その他管理者が必要と認める者、を選 任しなかった理由についてお答えいたします。先ほどお答えいたします。 とおり、その他管理者が必要と認める者は、公募委員の応募がなかった 者は、公募委員の応募がなから がなかの事情で委員に欠員が生じた。 お場合等に、必要に応じて委嘱するに、 とを想定しておりました。結果的に、 とを想定しておりました。 お果的に、 とを想定しておりました。 がったものでございます。

次に、標題①、要旨6、選定委員会

次に標題②、要旨1、なぜ、本来の 結果報告書を公表しないのかについ てお答えいたします。不採用となった 各応募地の地名につきましては、公開 しないことを前提に公募を行ったこ とから、当該情報を公開することによ り住民の信頼を失うことになり、当組 合において将来の同種の事務事業の 公正または円滑な執行に著しく支障 が生ずるおそれがあるため、候補地決 定後においても非公開としておりま す。このことから、概要版ではない報 告書には応募地名が特定および推測 される表現が含まれているため公表 をしておりません。なお、概要版につ きましては、できるだけ評価内容や結 果について、住民等に公表できるよう、 あえて、あらかじめ作成をしたもので ありますので、ご理解賜りますようお

願いいたします。

次に、標題②、要旨2、各評価項目 への配点を一律3点とすると主張し たのは学識経験者か。また、学識経験 者として、その理論的な正当性をどの ように説明したのかについてお答え いたします。80点満点の選定要件に よる評価の各評価項目を一律3点と したことにつきましては、学識経験者 が主張し決定したものではなく、委員 会全体での議論により決定されたも のであります。議論の中では、各項目 にあらかじめ重みづけを行うことも 検討されましたが、各委員が重視する 点が様々であったことから、最終的に は20点満点の各項目の重要度や項 目間の相互関係等からの評価におい て、各委員の判断により各項目の重み づけ等を考慮することとなりました。

が難しいこと等から、最終的には収集 運搬費の算出は行わず、各項目の重要 度や項目間の相互関係等からの評価 (20点満点)において、収集運搬効 率の評価項目等を参考に、各委員の判 断により考慮し、評価することとなり ました。

次に、標題②、要旨4、各委員から 出された意見概要について、委員名を 不明にした意見の羅列は責任ある発 言ではないというご指摘に対する見 解についてお答えいたします。先ほど もお答えいたしましたが、各委員の氏 名等につきましては、報告書(概要版) に記載のとおり、公表をしております。 しかしながら、各委員から出された意 見概要において、意見を出された委員 の具体的な氏名を記載しておりませ んのは、委員会での委員の客観的な発 言を妨げないよう、個々の委員の氏名 を含む採点結果および採点根拠につ いては、公開しないことを前提に選定 委員による評価が行われたことから、 現時点で当該情報を公開することで 選定委員の信頼を失うことになり、当 組合において将来の同種の事務事業 の公正または円滑な執行に著しく支 障が生ずるおそれがあるためでござ います。なお、事務局といたしまして は、選定委員会における評価において 各委員はそれぞれのお立場で責任を もってご発言いただいたと考えてお りますので、ご理解賜りますようお願 いいたします。

次に、標題②、要旨5、各委員の評 価結果一覧表では委員の数は10名 しかなく、11名ではない。委員1名 の意見欠如は、要綱および委員会内の 申合せ違反ではないか。また、1名の 不足が評価結果に影響を及ぼしたと は考えないのか。影響なしとするのな らば、その理由を明らかにされたいと いうご指摘についてお答えいたしま す。各項目の重要度や項目間の相互関 係等からの評価(20点満点)におき ましては、専門委員である彦根警察署 の交通課長より、各応募地について、 警察署交通課長として交通対策上の 視点でコメントをすることにより、具 体的な採点は控えたい旨の申し出が あり、選定委員会で報告をされており ます。これは、交通課長の身分が公務 員であることを理由に申し出があっ たものでありますが、その他の10名 の委員は交通課長からのコメントを 踏まえて評価を行ったことから、間接 的ではあるものの交通課長の意見は 評価に反映されているものと考えて おり、また要綱や委員会内の申合せ違 反にも当たらないと考えております。 なお、先ほどお答えいたしましたとお り、愛荘町内の2つの応募地につきま しては、彦根警察署の交通課長を通じ て、東近江警察署の交通課長からコメ ントをいただき、選定委員会にご報告 いただいております。

次に標題③、要旨1、彦根市は中継 基地を建設する必要があるのか。また、

中継基地建設費用はどれぐらいかか るのか。要旨2、中継基地を建設しな いとき、どのような不都合が生じるの か。交通公害、人件費、車両の償却費 など費用負担に関する検討は行った のか。要旨3、中継基地建設費を含め 前項の各種経費は、彦根市が負担する のか、広域行政組合が負担するのか、 の3項目につきましては関連するご 質問ですので、一括でお答えさせてい ただきます。各構成市町からの収集運 搬の効率性につきましては、選定委員 会における各応募地の評価では、収集 運搬効率の評価項目を設けて、各構成 市町の人口重心からの距離と人口割 合を基に一定の評価を行っています。 一方、実際の収集運搬業務は、現在、 各構成市町の固有の業務として行わ れており、現時点では新施設整備後に おきましても、これを統一することは 難しいと考えており、今後の課題の一 つであると認識しております。したが いまして、彦根市における中継基地の 必要性およびその建設費用につきま しては、現時点では彦根市において検 討されるものと考えており、当組合に おいて具体的な検討はしておりませ ん。また、中継基地を建設しないこと で生じる不都合、および交通公害や人 件費、車両の償却費などの費用負担に つきましても、同様の理由により当組 合としては具体的な検討は行ってお りません。なお、中継基地建設費を含 めた各種経費につきましても、収集運

搬業務が現在と同様に、各市町の固有の業務として継続することを前提に考えた場合には、各構成市町においてご負担いただくものと現時点では考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、標題③、要旨4、イニシャル コストだけではなく、ランニングコス トについて管理者会議ではどの程度 検討したのか。また、応募地①と応募 地④のコスト試算に関する第5回管 理者会議での甲良町長の発言につい て、事務局の計算根拠を説明されたい というご質問にお答えいたします。管 理者会議におきましては、ランニング コストのうち、特に収集運搬コストに ついて一定の議論を行いました。その 中でも、議員ご指摘の第5回の会議に おいて甲良町長からの指示に基づき、 事務局で準備した収集運搬コストの 比較資料について、特にご議論があり ました。なお、この資料につきまして は、先ほど選定委員会において収集運 搬コストを具体的に算出しなかった 理由についての答弁で申し上げまし たとおり、事業形態が異なる1市4町 の収集運搬コストを正確に比較する ことは難しいため、一定の目安として 算出し作成したものであります。具体 的な計算方法といたしましては、まず、 現状の各構成市町におけるパッカー 車の台数や現有施設までの所要時間、 また1日当たりの搬入回数等を調査 いたしました。そして、仮に各応募地

の場所に施設が移った場合に、現在と 比べて1回の搬入にあたり、どのくら い施設までの所要時間が増加するか を調査し、その結果、パッカー車の台 数を何台増やす必要があるのかを計 算いたしました。その上で、前提条件 として、パッカー車1台あたりの年間 経費を 2500 万円と設定し、収集運搬 コストの増減を算出をいたしました。 なお、試算の結果といたしましては、 圏域全体として応募地①の場合は年 間約1億円のコスト増となり、一般的 に焼却炉の耐用年数とされる30年 間では30億円のコスト増となりまし た。また、応募地④愛荘町竹原区の場 合は年間約1億6500万円、30年間 で 49.5 億円のコスト増となりました。 また、選定委員会から報告されたイニ シャルコストにつきましても、別の基 準で算出した場合の価格を事務局で 算出し、参考データとして提示をいた しました。具体的には、用地取得費に ついて、選定委員会の報告書において 採用された固定資産税標準宅地の標 準価格ではなく、実際に想定される購 入価格をあらためて調査し計算をい たしました。その結果、応募地①のイ ニシャルコストは 10.9 億円、応募地 ④愛荘町竹原区は 5 億円となりまし た。最終的に、今、申し上げました3 0年間の収集運搬コストの増加分と 参考データとしてあらためて算出し たイニシャルコストを合計いたしま すと、応募地①は 40.9 億円、応募地

④愛荘町竹原区は 54.5 億円となり、 甲良町長のご発言にありました、約 14 億円の開きとなったものでございま す。

最後に、標題③、要旨5、愛荘町竹 原区にごみ処理施設を建設した場合、 応募地①と比較して増加した約14億 円は広域行政組合、つまり1市4町の 地域住民が負担することになるのか についてお答えいたします。先ほどお 答えいたしましたとおり、応募地①と 応募地④愛荘町竹原区における約 14 億円の開きは30年間の収集運搬コ ストの増加分とイニシャルコストの 合計となっております。このうち、3 0年間の収集運搬コストにつきまし ては、収集運搬業務を現在と同様に、 各構成市町の固有の業務として継続 することを前提に考えた場合には、各 構成市町においてご負担いただくも のと現時点では考えております。また、 イニシャルコストにつきましては、国 からの交付金を除いた部分について は1市4町からの負担金が財源とな るため、1市4町の地域住民にご負担 いただく形となります。

○議長(西川正義君) 獅山議員。

○2番(獅山向洋君) まず、選定委員の関係について申し上げますけども、まずね、彦根署の交通課長には委嘱して、東近江警察署の交通課長には委嘱していないと。それについてですね、コメントをもらったとかいろんなことをおっしゃってますけどもね、私

どもが一番重要なのは、やはり地域住 民なり、議員がですね、公正公平な委 員を選んで、その方々の意見がきちっ と反映されているかどうか、それが大 切なんです。これだけ見ればね、彦根 署だけの意見を聞いて、東近江署の意 見は聞いていないと誰だって思うん ですよ。聞いたなら聞いたでなぜその 資料をちゃんとお出しにならないん ですか。概要版にもそんなこと出てま せんよ。その辺はどうか一回、聞いて おきたいと思います。それと、なんだ かね、各地のいろいろなごみ処理施設 建設のですね、委員会を調べた結果で すね、平均したら13名だったと。な るだけコンパクトにしたいから11 名にしたと。そういう問題じゃないで しょう。むしろね、どれだけの方々の 意見がきちっと反映されるかどうか。 そこから物事が始まるわけであって ね、それこそまさにね、官僚の物の考 え方なんですよ。数でまず決めてしま って、そこへ無理矢理ですね、当ては めていくと。こういうようなね、委員 会の構成そのものが議員としてもね、 おかしい。こういうふうに思います。 それから、もう一点。これは念のた めに聞いておきたいんですが、平山委 員さんは確かに彦根市の委員なんか をやっておられますけどね、この方は

彦根市に住んでおられるのでしょう

かな。ちょっと私も、その辺がわから

ないんで念のために確認しておきた

いと思います。

それから、最初、市長がね、お答え になった問題なんですけどね、要する に委員のお名前も、またどの委員が誰 がどういう点数をつけたかもね、明ら かにしないということで、それはです ね、委員の信頼性を失うとかね、今後 の事業に差し支えが出るとかね、そん なことをおっしゃったわけですけど もね、これはね、情報公開請求のね、 いろんな訴訟がありましてね、大抵そ ういうような答弁をしておられるん です。それに対してね、こういう意見 があるんですよ。それじゃ彦根市は何 回もごみ処理施設をね、お作りになる のですかと。これね、おそらくね、3 0年も50年も作らないに決まって るんですよ。我々にとってはね、1回 限りなんですよ。それでいながらね、 委員の信頼を失うとかですね、あるい は今後の事業に差し支えるなんてね、 こんな屁理屈をおっしゃっててはい けませんよ。情報公開請求をやったら ね、広域行政組合の方が負ける可能性 が強いんですよ。これで負けている所、 結構あるんですよ。こんな馬鹿な理屈 ありますかということでね。きちっと ね、委員が公開を前提としてやってい るということで初めてね、委員の責任 なりね、信頼性が担保されるのであっ てね、どうでもよろしいというような ね、公開しませんて言うのなら0点つ けたり、満点つけたりね、本当にいい 加減なことをされるわけなんですよ ね。その点で、もう1回聞いておきた

いんです。本当に今後もね、何回もご み処理施設を建設されるんですか、そ れに差し支えるんですかということ を聞いておきたいと思います。

それから、次にですね、中継基地の 話をね、お聞きしたわけですけども、 すぐにね、各市町のですね、収集の方 法が違っているから計算できないな んておっしゃいますけれどもね、それ ならばね、なぜコンサルタントとかね、 そういう方々にさせなかったんでし ょうかね。そのためにね、コンサルな んかにね、頼んでおられるんじゃない んですか。いくつもね、案が出てると 思うんですよ。現状のままやった場合 どれぐらいかかるかとかね、あるいは たまたま人口が一番多いから彦根市 の方式でやった場合にはどれぐらい かかるとか。こんなことぐらいはね、 コンサルに頼まなくても本当は事務 レベルでもできると思うんですけど もね、それをやらないということ自体 がね、まさに言うならば財政的な問題 をね、全然考えずにやっている。しか も3点満点でね、点数さえつければね、 やっていけるみたいなね、そういう安 易な考え方でやっていること自体が おかしいと思うんです。どうですか、 本当に計算できないんですか、それが おかしいと思うんですよ。できないな らできないで、きちっとコンサルにで も頼んだらいいんですよ。それぐらい のお金はね、100億もかけるね、事業 なんですよ。これはね、議会としても

ね、それぐらいのお金使っても構いませんよとはっきり申し上げますよ。その点について、きちっと答弁していただきたいと思います。

それから、先ほどね、管理者会議の こともいろいろとおっしゃいました。 あらためて管理者に聞きますけれど も、それでは第6回まで管理者は管理 者の役割を果たさずに彦根市長のつ もりでずっと発言しておられたので すかということなんですよ。これだっ たらね、何もね、管理者のね、職務を 放棄していたとしか考えられないん ですよ。それと、もう一点お尋ねした いんですよ。それならば応募地①、こ れは彦根市の候補地ですけれども、応 募地①は彦根市長としての立場とし てだけ一生懸命になっておられたの か。そうすると全然ね、他のことは考 えずにただ肩入れだけしていたんだ と、こういうふうに聞こえるんでね、 そうなのですか。それと、もう一点。 先ほどお聞きしましたように、どうも お答えがなかったようですがお答え されたようなら、どうもはっきりして いないのは第6回まで、そういうこと で彦根市の肩だけ持ってたけれども、 第7回でどうも初めて管理者になっ てですね、竹原というふうにおっしゃ ったようですんで、それならば、普通 ならですよ、副管理者にですね、そう いうふうに気持ちが変わった、考えが 変わったならね、今までは彦根市長と してしか言うてなかったけれども、今

度は管理者として、こういうふうに言うからね、了解してくれということともらい言うの当たり前でしょう。どうもらい言うのね、ご答弁では、それ言っておい。言って初めて副管理者られないですよ。言いで初めて副管理者にあるに聞これでである。この辺はね、非常に重要なていたでもないと思います。

それから、話があちこち飛んで申し 訳ないんですけれども、この例の一律 3点ということについてはね、委員会 全体の意見だったということなんで すけれども、これはね、様々な意見が あったと、こうおっしゃってるんです よ。なぜね、様々な意見があった中で ですね、どうするかということを決め なかったんか。こんなね、一律3点な んてね、実に安易なね、物の考え方で してね、やっぱり物事にはウェイトが あって初めてね、きちっとした結論が 出るんでね、何でもかんでも3点と言 うならですね、例を挙げて申し上げま すとね、ごみ処理施設に関してですね、 用地取得費とかね、周辺の整備費とか ね、こういういくつもいくつも項目を 作ってですね、それを一律点数つけて ね、そして収集運搬のね、ことについ ては点数をつけずに率だけでやると。 こうやればですね、イニシャルコスト がね、絶対的に優先的になることは間 違いないんですよ。ところがね、現実 はね、14億の差が出るというふうにお

っしゃってるんですよ。だから、本当はきちっとしたね、財政計画をね、それぞれの応募地についてつけた上でね、そして選定委員会なりですね、皆さんが我々議会にですね、きちっと提示されるということが本来のあり方ではないでしょうか。そういう点ですね、本当にこれで正しいんですかということをお尋ねしたいです。

本当は、まだいろいろあるんですけ ども、時間も来ておりますので、この 程度にさせていただきますが、とりあ えずですね、こういうことをお答えい ただきたいと思います。念のためにね、 申し上げておきますが、実は先ほど、 請願の審査のときにですね、河村議員 さんがおっしゃいました。何で今まで 言わんのやと。特にね、委員の関係に ついてはね、私も言いたかったんです よ。けどもね、委員についてあれこれ 言うと、また委員会がですな、悪感情 を持つかもしれんなとかね、そういう ようなことでね、本当に言いにくいん ですよ。我々議員としては聞きたいけ れどもね。そういう意味でですね、や っぱり今、ここでね、これだけいろい ろ問題があるということをね、しっか りと執行部の皆さんも議員もですね、 考えなきゃいかんのじゃないかと思 うてるんです。

以上、いろいろと質問しましたけれ ども、もう1回、再答弁お願いします。

- 〇議長(西川正義君) 管理者。
- **〇管理者(大久保貴君)** 委員の非公

開につきましては、繰り返しのご答弁をさせていただいておりますとおり、公開しないことを前提にご議論をいただいておりますことから、やはりこれは非公開とすべきものだと考えております。

2つ目の第6回まで管理者として 発言をしていなかったのかというこ とでありますが、これもこれまで答弁 申し上げておりますとおり、管理者会 議としてですね、決定をしていこうと いうことで管理者会を重ねておりま した。その前提は各構成市町がそれぞ れの施策との関連性とか、あるいは首 長であれば見えるものであるとか、そ れぞれの可能性であるとか様々な角 度から検討を重ねてきたということ でございますので、その結果、合意を 得ることができなかったということ であります。その中で、第6回の会議 において管理者会としての総意は得 られないが、管理者において候補地を 選定するということについて合意を 見ることができた。その間、ひと月弱 でございましたが、私としては副管理 者と意見交換をし、様々な可能性とい うことも議論いたしました。その上で、 熟考に熟考を重ね、第7回の会議にお いて竹原区でお願いしたいという提 案をいたしました。そのことによって 管理者会議としては、その後、竹原区 で様々な事業を進めていくというこ とを了承していただいた。そのことを 以って竹原区に決定をしたというこ

とにさせていただいたところでございます。

〇議長(西川正義君) 建設推進室長。 〇建設推進室長(植田亮平君) 私の 方から再質問いただいた部分につき まして、順にご回答させていただきた いと思います。

まず、彦根署の交通課長にしか委嘱 をしていないという部分につきまし て、なぜそのような資料を出していな いかというところのご指摘がござい ました。この部分につきましては、報 告書の概要版におきまして項目の9 番でございますが、道路混雑度につい て詳細に報告書の概要版の後ろの方 に各項目の詳細を書いている部分の 中で管轄警察署交通課コメントとい うようなところで記載をさせていた だいております。具体的に東近江署の 交通課長のコメントがどこであるか という部分につきましては、どこが愛 荘町からの応募地ということの特定 につながりますので一定、管轄警察署 交通課コメントという形で報告概要 書にも記載をさせていただいており ます。

次に委員会の構成そのものがおか しいというようなご指摘がござに出 した。この部分につきましては先ほど 申しましたとおり、他の自治体の例で ございましたり、このごみ処理施設建 設候補地の選定に限らず様々な委員 会、他でされている委員会などを検証 いたしまして、その辺の研究をさせて いただきました。その結果として、先ほど申しましたとおり、一定こういうとおり、一定こういうなど中したとれり、からないませんでございます。11名というおところでございます。11名とからまして11名という大変をさせていたが、まず11名という人数はごさいません。

次に平山委員につきまして、彦根市 に住んでおられるのかというような ご質問がございましたが、当時、各担 当課から環境衛生委員としてご在住 いただく要件として当該市町に在住 の者というような要件を定めて ましたので、必然的に当時、平山委員 はそこにお住まいであったもので ざいます。

 次に、収集運搬コストにつきまして、 例えばコンサルタント業者になぜ計 算をさせなかったのかというような ご指摘がございました。この部分につ きましては、実際に、先ほど申しまし たように選定委員会の中でもコスト の算出について委員さんからご意見 があり、またコンサルタント業者とも 相談をいたしました。結果的に、先ほ ど申しました収集運搬効率というよ うな項目において、いわゆる応募地の 比較、そういった視点での比較という 意味合いにおきましては、一定評価と いうか比較がなされている。このコス トについては先ほど申しました理由 により、正確に算出するということは なかなか難しいということを加味し まして最終的に選定委員会の中にお きましても、この収集運搬効率という 項目を一つの参考として評価をして

くる。先ほど申しましたように特に重要と考える場合、コストにも反映するというようなことで重要だという視点をお持ちの委員におかれましてをというよ分のところで、そこの部分なとこらに考慮してくるというようなところで選定委員会において協議されたものでございます。

最後に、一律3点としたということ につきましてご指摘がございました。 この、いわゆる一律3点を含めた配点 につきましては具体的には主に第7 回、第8回の選定委員会において議論 をされております。この中では先ほど 申しましたように、あらかじめ重みづ けをつけておくというようなことで ございましたり、例えば0点、1点、 5点、3点というような配点にしては どうかなど、様々なご意見がございま した。最終的には採用されました案の 決議をとられまして、この形でいこう ということで選定委員会の中で決が とられまして、一律3点66点分を8 0点に換算すると。一方、委員さんの 持ち点として20点、合計100点で 評価をするというようなやり方が定 められたというものでございます。な お、その辺りの議論につきましてはホ ームページの方で開示をしておりま す会議録の方にも掲載をさせていた だいている部分でございます。以上で ございます。

〇議長(西川正義君) 獅山議員。

〇2番(獅山向洋君) なんだかね、

非公開にするという前提で物ごとを 始めておられるようなのでね、そんな ことでね、委員会というものがね、成 り立つんだったらね、言うならば簡単 に言えば、こういうように決めてくれ よと言うときゃですな、そこの委員が 適当にやってですね、点数は公開しま せんよというようなことでね、最後は 応募地①は何点です、応募地②は何点 ですと勝手に決められるわけですよ。 そんなね、いい加減なことで 100 億も のね、事業を決めていくのですかとい うのが私の質問なんですよ。本当に責 任もって、それでよろしいんですか。 私はね、応募地①から⑤までね、どこ がいいとか悪いとか言ってるのじゃ ないんですよ。選び方としてね、最初 から委員が非公開を前提にね、そして 非公開で意見も公開せずにですね、最 後、点数まで非公開でやってしまうと いうようなね、そんなことで行政とし てよろしいのですかということを聞 いているんです。ですから、管理者に お尋ねしたい。そんなね、非公開でね、 点数つけさせてですね、それを尊重す るというのが管理者としての考え方 なんですか。それをひとつ、まず聞い ておきたいと思います。

それからですね、先ほどから収集運搬についてね、収集効率でやったやったとおっしゃってるけどね、1市4町の住民としてはね、効率の問題よりもね、いったい自分らがどれだけ払わなきゃならんのかということが一番重

要なんですよ。それさえもね、試算も しないでね、効率だけ率にして点数に してですね、しかも他のね、ウェイト も何もつけずにですよ、一緒くたにし てしまってですね、点数は最後はこう ですというようなやり方でね、いいと 思っているんですか。本当に住民の目 線に立ってるんですか。いったいどれ だけ今後、払っていかんならんのか、 そこが一番重要なんですよ。管理者、 その辺はね、どうお考えですか。今後、 そういうことをおやりにならないん ですか。ただここに決めたからこうな んだと、こういうことなんですか。き ちっとここで、お答えいただきたいと 思います。

それからですね、これは私の意見だ け申し上げておきますけどね、彦根警 察署の交通課長さんは意見を申され ました。そしてそれがですね、この点 数の中、反映されている。これはとん でもないことじゃないかと私は思い ますよ。それだったら、むしろ交通課 長さんはアドバイザーであってです ね、委員でないはずなんですよ。こう いうようなね、ずさんなことをね、や っておられること自体が問題じゃな いんですか。しかも彦根署が入ってい るのに東近江は入ってない。そしてそ の意見だけ出してもらった。そんなこ とでいいんでしょうか。なぜ、彦根署 を委員に入れられたか。これは私は非 常に疑問に思っております。アドバイ ザーでそれで十分だと思うんですよ。

しかも、2つの署からきちっとというにない。というにない。なぜかと申しますとね、を要がいた。なぜかと申します。なが、というようながいない。ないのですないが、という気持ちのもとにが意見がである。来で意見がでするというのは、かれているというのは、かれているというのは、かれているというのは、かれているというのは、かれているというのは、かれているというのは、かれているというのは、されがもというのは、されば思うんですよ。それがは思うんですよ。それがは思うにないます。

最後に2つだけお尋ねしましたが、 管理者として本当にそれでいいと思 っておられるのか、はっきりとお答え いただきたいと思います。

〇議長(西川正義君) 管理者。

○管理者(大久保貴君) 採点を含む 結果を非公開としたということは、非 公開を前提にご議論をいただいて、自 由活発なご議論を頂戴するためにそ のように配慮させていただいたとい うことでございますので、今後のこと も考えて非公開とすることは妥当だ と私は思っております。

今、様々なご指摘をいただいたところでありますが、収集運搬ひとつとってみても、これを尊重するのかというお尋ねですが、先ほど来もご説明させていただいておりますように、重要なていただいておりました。収集運搬に関しましてまいりました。収集運搬に関しましてはですね、5つの応募地の中での優位性というのがきっちり出されてお

ります。しかし、出されましたけれど も、それもひとつの指標だということ で私ども捉えまして議論を重ねたと ころでございます。総合的な判断とし て竹原区にお願いしたいという考え は変わってございませんので、よろし くご理解のほど、お願いを申し上げた いと存じます。

○議長(西川正義君) 以上で、事前 通告のあった質問は終了いたしまし たので、一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。

〔午後5時57分休憩〕

〔午後6時14分再開〕

○議長(西川正義君) 休憩前に引き 続いて会議を開きます。

お諮りします。獅山向洋君から出されました地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案が議長あてに提出をされました。議長あてに提出されましたので、新たにこれを日程に追加をし、議題とすることに賛成の方々のご起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立多数であります。よって、獅山向洋君から出されました地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案の提出に同意のうえ、これを日程に追加し、議題とすることに決

しました。

#### 追加日程 会議案第1号上程

〇議長(西川正義君) 会議案第1号、 地方自治法第96条第2項の規定に よる議会の議決すべ事件に関する条 例案を議題といたします。

○議長(西川正義君) 提出者の説明 を求めます。獅山君。

**〇 2 番(獅山向洋君)** それでは、こ の議案につきまして、条例案につきま して提案の理由を説明させていただ きます。先ほど、彦根市原町から出て おりました請願につきましてですね、 皆さんのご賛同によりまして採択さ れたわけでございます。請願の趣旨も ですね、今回の条例案とほぼ同じでご ざいまして、地方自治法第96条第2 項の規定によりまして、この建設候補 地選定およびその変更について議会 の議決を得るべき事項と定められた いというような請願であったわけで ございます。ですから、この請願が採 択されまして、そうしてまた、いずれ 議会から管理者の方に送られるわけ でございますので、管理者がこの請願 の趣旨をですね、入れてくださいまし てですね、この議会の議決すべき事件 に加えてくださればですね、それはそ れでいいわけでございますけれども。 ただ、いろいろな事情もございまして、 それがどうかわからないというとこ ろが一つございます。

それともう一点はですね、議会とし

て考えなければならないのは、先ほど の質問の中にも、あるいはお答えの中 にも出てまいりましたように、このご み処理施設の建設はですね、102億円 とかですね、110億円とかですね、巨 大な費用を要する事業でございます。 我々1市4町にとってもですね、これ ほど大きな事業はないんじゃないか とこう思っております。しかも、時間 的に考えますと、10年ぐらいかかる というような事業でございましてで すね、このような巨大な事業について ですね、議会が予算が出てきたらそれ でいいというような程度のね、物事の 考え方ではですね、これは私はまずい んじゃないかなと。やはり、この建設 候補地の選定の段階からですね、しっ かりと管理者、管理者会議、そして議 会がですね、地方行政の両輪となって ですね、しっかりとやっていくと。そ うして、どっちにしても地域住民ので すね、ごみについての協力が常に必要 なわけでございますんで、ごみ減量に ついてもですね、やっぱり地域住民の 方々が、いいところに選んでくれた、 それでは協力しましょう。あるいは、 いいところかは別としてですね、本当 に管理者もですね、管理者会議も議会 もですね、一生懸命になって、苦労し て、苦心して選んでくれた。こういう ような形をしっかりと作り上げてい くということが非常に重要ではない かと思います。その点では、私、先ほ どの質問では、いろいろと批判はいた

しましたけれども、そんなことは別に してですね、我々議会としてもですね、 きっちりと関与してですね、そうして 誤りないようにしていくというのが、 我々議員に与えられたですね、責務で はないかなと、こう考える次第でござ います。そのためには、新しいごみ処 理施設の設置位置を決めたりですね、 あるいは変更したりすることについ てはですね、議会の議決すべき事件と いうものにしておくことが必要では ないかと、こういうふうに思うわけで ございます。そういう意味で、我々議 会がしっかりと責任を果たしたいと いう趣旨でですね、ぜひともご賛同い ただきたいと思います。よろしくお願 いいたします。

○議長(西川正義君) 暫時休憩いた します。

[午後6時20分休憩]

[午後6時27分再開]

○議長(西川正義君) 休憩前に引き 続いて会議を開きます。

これより会議案第1号に対する質疑に入ります。会議案第1号に対する質疑の通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順序は6番 西澤伸明君、17番 河村善一君の順といたしまして、順次質問をお願いいたします。

〇議長(西川正義君) 西澤君。

〇6番(西澤伸明君) 竹原地区に候 補地が絞り込まれた段階から、また、 選定委員会が設置をされて論議をさ れておる段階から、とりわけ非公開が 提案された段階からですね、議会が何 らかの関わりから発言する機会が全 く奪われている。こういうことについ て疑問を持ってきた者の一人であり ます。そういう点から見ますと今回の 議案については賛同できるもので、そ こでお尋ねをしたいんです。議員とい うのは政治的勢力を代表して議会に 選出をされております。当然、地域の 代表でもあります。そういうことから 見ると、地域性やそれから政治的思惑 等々が関わって、公平で公正な選定に ついてですね、なかなかうまくいかな いときもあります。そういう点から見 れば、先ほど獅山議員が言われていた 選定委員会の透明性、公平性、これの 確保が大事だと思います。そこで審議 やそれから協議、それから討論などを 通じて、議会が関わる透明性ですね、 これをどう確保するか。そしてその論 議の基になる行政側が提出してくる 資料、これが公平か、透明性が確保さ れているかどうか。今、問題になって いるのは、選定委員会そのものが、選 定委員会の選定そのものが公募委員 は1人。こういうことになると、議会 が役割というかね、発言権の及ばない ところで行政側が出してくる資料を 鵜呑みにはしませんけども、公平・公 正な判断をする上ではなかなか難し

くなるんですね。そこで、提出者にお 尋ねをしたいですが、そういう議会の 論議が公平・公正に行われる。そして 公平・公正に行われる基の、行政から、 教行側から提出されてくる資料の透明性ですね、これの確保する上の確保するもので、とういうようにといて、どういうように表れているか。また、との条例によって、このことが大事だと思うにあるということが大事だと思うに考えておいるか。まりに考えておいるか。まりに考えておいるか。まりに考えておいるというにあります。

〇議長(西川正義君) 獅山議員。

〇 2 番(獅山向洋君) ご指摘は非常 に重要なことだと私も思っておりま す。やはり、まずですね、議会として 関与するということになった場合で すね、議会の立場から、できる限りの ですね、情報公開をしてもらいたいと いう申し出は必要ではないかと思っ ております。なお、それでもですね、 出てこない場合には、委員会でやるの か、議会でやるのかよくわかりません が、きちっとした組織としての情報公 開請求というものを行う必要がある んじゃないかと、こう思っております。 これはあくまで私の私見なんですが、 彦根市議会でもいろいろ大きなね、事 業を抱えておりますので、特別委員会 とかね、そういうものを結成して、そ こへその執行部の人に来てもらって ですね、説明してもらうとかですね、 そういうような方法もあるんじゃな

いかと思っております。この辺はです ね、私も個人的な見解もいろいろあり ますが、やはり議会の中でですね、そ ういう点を十分議論してですね、より よい方向にですね、持っていくべきで はないかと、こう思っております。

〇議長(西川正義君) 西澤君。

〇 6 番(西澤伸明君) よくわかりま した。それで現状見ますと、今日の議 会の論議見ててもですね、14億円の開 きがある資料が事務局で作成されて おりまして、進んで議会に提出されて もいいわけですよね。それが水面下で、 私たちには見られない。そして情報公 開請求をしたからこそ、管理者会の会 議録が手に取るようにわかって、非常 にリアルな論議がされていることが わかりました。こういういろんな様々 な角度から、私たちが、議会が判断で きる材料が提出されねばなりません ので、今の現状ですと大変不透明です。 それから、それぞれの議員の方が指摘 をされているように、第6回まではあ あいう論議だったのに、7回にはひっ くり返った。何があるのかという点で も同じような答弁しか出てきません。 だから、そういうのを改善させてく上 での議会が、ある意味、強制力を持っ ていかなあかんのですよね。その一つ に公開の請求を議会として決議する。 そういうのも大事なことですので、そ の辺もう一度、念を押して、徹底をし ていかへんと、議会が論議して決めた からオーケーなんだということには

なかなかならない。私たち、それぞれ の背景を持ちながら来ているもので すから、地域性それから政治性もあり ますので、その辺、公平な論議がされ て、公平な決定がされるようにすると、 そのことがぜひとも必要なことだと 思いますので、再度よろしくお願いし ます。

○議長(西川正義君) 獅山議員。

〇 2 番(獅山向洋君) ご指摘のとお りですね、この条例が採択された場合 にですね、やはり議会としても非常に 責任が出てくると思うんです。結局、 今までは管理者なり、管理者会議ある いは選定委員会というレベルだった んですが、議会が入った場合にはです ね、議会としての責任も重大になって まいりますので。そういう意味でです ね、ど真剣にですね、既にある情報な らばできる限り出してもらうと。さら に議会としてですね、何らかの情報が 得られたならば、それも積み重ねてい くというような形でですね、何らかの 最終的にはいい結果が出るようにで すね、やっていかなければいけないと 思っております。その点は議員として の責任でございますんで、お互いにそ れを自覚してやっていく必要がある んじゃないかと、こう思っております。 ○議長(西川正義君) よろしいです か。それでは続きまして、河村議員。 **〇17番(河村善一君)** 先ほども最 初に質問いたしましたが、愛荘から選 出されている河村善一でございます。

愛荘町の竹原が候補地に決まるまで、 広域さんに選ばれているわけですけ れども、愛荘町に決まるような、我々 がですね、積極的に誘導するとか、ど こが候補が挙がっているとかいうと ころをまずもって、噂では聞いており ましたけれども、率直に候補地に決ま るように我々動いたというようなこ とは一切ございません。率直に言って、 彦根に決まるのかなというように思 っていたのは、今までのことでござい ました。ただ、先日の臨時会で管理者 が竹原に決めたということで発表さ れた以上はですね、我々愛荘町として も、地域としては地域の集約をして地 主の了解をもらって手を挙げられた 以上はですね、それを推進する立場と いうか、受け入れていくべきものだろ うと、こう思ってまいりました。そう いう意味においては、今回、この議決 すべき事項の中で、候補地が変更でき るものなのだろうか、あるいは変更し てまでの。その経過について、調べた り、今後についてどうかというところ のことはあろうかと思いますけれど も、候補地についての変更のことにつ いてまで意見を述べることはできる のだろうか。現在、愛荘町としては竹 原においてはですね、それを受け入れ るようにも既に動かれているし、地元 の説明会も既にされているというよ うに聞いている立場としてはですね、 この議決そのものがどこまでのこと を望まれていくことになるのか、ある

いは候補地の変更までおっしゃられるならばどうなのかなと。もう発表されていることを変更することもあり得るのか、非常に疑問に思わざるを得ないというのが率直なところでございますので、提案者に説明を求めたいと思います。

〇議長(西川正義君) 獅山議員。

〇 2 番(獅山向洋君) この変更につ いてはですね、これは議会の方でね、 変更するとかそういう意味じゃなく って、管理者の方でですね、一応、今、 現在は竹原というふうになってるわ けですけれども、竹原の方でも賛成し ておられる方もあれば、反対しておら れる方もある。そういうような意味で ですね、まだまだ流動的であるという ふうに考えております。私も管理者で あったことがありますので、恥ずかし ながら申し上げますとですね、例えば、 彦根市の稲枝のですね、石寺のところ でも候補地がありましてね、公表して 一生懸命やっとったわけですが、駄目 になりましたし、また、三津・海瀬の 方もですね、これもある程度わかって しまって、やはり地元反対があって駄 目になったというような経過があり ましてね、いろいろと変更しているこ とは事実なんでね。ただ、今回のよう にですね、ある程度、議会が関与して いた中でですね、こうなんだという話 で、そこに報告書とかそういう内容が ですね、かなり公開されていた中でで すね、おやりになったならば、それは

議会としてもね、ある程度、そうかと いう理解はできるんですけれども、現 状ではほとんどわからないという状 況ですし、その中でさらにまた変更と いうようなときにはですね、やはり議 会のですね、それについては関与すべ きじゃないかとこういうふうに思っ てるわけです。ですから、決して変更 を前提にしているわけじゃなくて、決 定とか変更の場合には議会について ね、議会の意見も入れてもらいたいよ、 というそういう趣旨でございますん で、確かに文言から見ればですね、竹 原区の皆さんもね、それなら変更され るのかというご心配もされるかもわ かりませんが、決してそういう趣旨で はございません。あくまで管理者側で 何らかの変更をされる場合には、やは り議会の方の議決を得てほしいんで すよと。こいうことでございますんで、 その辺、ご理解いただきたいと思いま

〇議長(西川正義君) 河村議員。

○17番(河村善一君) この文章、あるいは、この前提として、今日、獅山議員が出されている根幹のところ、質問全てを含めてですね、疑義がったがきるところの質問だったがきるところのと思うし、それをどうだったがきは、もっとやる、にれをやるいうことのかもしてから、これをやるからような変重な気持ちなんですよ。候補地5つが手を挙げて、これに則って

手を挙げたところの自治会の気持ち。 公表されるまでだったら、どんどんや るべきだったかもしれないと僕は思 うんです。でも発表されてから、僕ら としても何か不信感を持たざるを得 ない。どこに言えばいいのかわかりま せんけれども、そのような気持ちにな らざるを得ないというような率直な 気持ちなんです。だからこれは円滑に 進んでいる。昔で言うと、迷惑施設な んですよ、ある意味でね。たしかに地 元では、交通の問題で子どもたちの通 学路がどうかという意見は出てます。 出てるし、周辺地域の意見も出てると いうふうに聞いてるわけですよ。僕も、 率直にこの場で言っていいのかわか りませんが、9月議会で町長に対して どうなってるんかというふうに聞い て質問してるわけですよ。地域のこと については、ちゃんと整備計画も愛荘 町の意見は通るように、通るって言う たら悪いけど、ちゃんと意見を汲み取 って、住民のそういうところを。受け 入れにおいての交通渋滞も起こらざ るを得ないだろうし、甲良町あるいは 豊郷町も通ってくることになると、そ のことについては、十分なことを、こ れからやっていくべきじゃないかと いうようなところも聞いてる立場な んです。それがまたひっくり返るとな ると、大変なことになるなと思いなが らの質問なので、だから、そのことに ついての、もう1回検証することはあ るけれども、候補地の変更までと言わ

れると、僕は受け入れ難いということ は率直に申し上げておきたいと思い ます。

〇議長(西川正義君) 獅山議員。

〇2番(獅山向洋君) 私も先ほどで すね、非常に厳しい質問をたくさんや りましてですね、その質問の流れとい うふうにお考えになるかもわかりま せんが、最初、申し上げましたように ね、これはね、大変な事業でございま してね、これだけ大きなね、事業に議 会が何らね、関与していないことの方 が、私はおかしいんじゃないかとこう 思っているんですよ。そういう意味で ね、やはり我々が関与した上で、そし て最終的に竹原にね、なるんやったら ね、それはそれでいいんですわ。1市 4 町のね、住民も、議会も一生懸命や ってくれはって、最終的に竹原に決ま ったと。これでいいじゃないかという ことでね、みんなが納得してね、また、 ごみの収集とかですね、ごみの分別に みんな積極的に協力してくれると思 うんですよ。ところがね、なんだかよ くわからんが、いつの間にか決まった んだっちゅうようなことになるとね、 やはり、何だか釈然とせんなというよ うなことでね、今後のごみそのものの 行政についてもね、響いてくるんじゃ ないかと思ってるんですよ。そういう 意味で、私は、別に変更とかそういう ことをね、前提にしてるんじゃなくて、 ただ、あくまで議会としてね、決定と か変更についてね、きちっと関与して、 議会としても説明責任がありますんでね、議会としては、ここまでこういうふうに調べた上でね、ここに決めたんだからというふうに言えるようにしておきたいとこういうふうに思ってるんです。その点、ご理解いただきたいんです。

〇議長(西川正義君) 河村議員。

**〇17番(河村善一君)** それならば、 我々としては、彦根市選出議員、愛荘 の議員じゃなくて、全体的な意識で見 ていかなければならないだろうと僕 は思うんで。そうは言うものの、地域 もある。だから、非常に複雑な気持ち で揺れ動いているところも率直ある と僕は思うんです。そういう意味で、 率直な意見交換というか、大きい点で 見ていかなければならないだろうと 思うので、管理者が悩まれ、決断され たことを、率直におっしゃっている部 分はありながら、急に変わられたから、 余計に疑問に思われている部分があ ると思うんですけど、そこら辺をもっ と聞いていくことになろうかと思い ますけれども、そういう中で愛荘は、 我々としては、それを受け入れようと いうような気持ちではいるので、そう いう立場での行動であるし、受け入れ ていきたいなと思って、そういうふう に話をしていきたいなと思ってはい ます。

○議長(西川正義君) 暫時休憩いた します。 [午後6時49分休憩]

〔午後6時50分再開〕

○議長(西川正義君) 休憩前に引き 続き会議を開きます。質疑は今、出て おりませんので、これで質疑打ち切り たいと思います。

次に討論に入るんですが、討論の通

告も出ておりませんが、討論について 皆さん何かございましたら、発言して いただきたいと思います。夏川議員。 〇11番(夏川嘉一郎君) 今回の問 題は、全体の議員の問題として、議員 決議にするのは、これは賛成なんです けれども、条例という形で決めてしま うと、この種の問題を条例化して固定 化するということには無理があるか なと。なんならば、一つの地域でそう いうものに反対をする。その地域の事 情を考えて、ここは無理やからとか、 止めとこうとか、簡単にできるものな んですね。それが議決という形で決ま ってしまえば、それは小さな集団を全 体の中で、都合で、固定化するという ような決定になるんやないかという 心配をするわけですけども。こういう 形は民主的なように見えて、実際は地 域の自由を奪うというような結果に なるんじゃないかというふうに大変 心配しているわけでございます。これ は反民主的な方法というのか、一応、 民主的に見えるんですけども、全く逆

の全体が小さなものを押しつぶすと いうような結果に結びつくんでこれ は非常に困る。反対ですね。以上でご ざいます。

○議長(西川正義君) 他に発言はございませんか。安藤議員。

**〇10番(安藤博君)** お許しいただ きましたので発言をさせていただき ます。今の会議案第1号の賛成者の1 人として、賛成の立場で発言をさせて いただきますけれども、返すがえす河 村議員もおっしゃいましたとおり、こ の決定、いわゆる今の愛荘町に決まる ことを、マスコミ発表する前に、この 議員の中で徹底的に議論ができるよ うな環境が整えば本当はよかったん ではないかなというふうに思ってま す。しかしながら、その部分は私も全 員協議会のときに申し上げましたけ れども、もう少しマスコミ発表につい ては、少し時間をかけて欲しいという こともお願いしましたが、結果的に 早々に発表されました。今は粛々と進 めておられるということであります けれども、しかしながら、私は愛荘町 に決まったことに対して、それは管理 者側のご決定なんで結構なんですが、 ただ、第1回目の管理者会で伊藤豊郷 町長がおっしゃってます、優先順位の 1位を選定しない場合は、しっかりと 説明できなければならない。まさに、 僕はこれに尽きると思うんです。その ことが、説明がなされていないがため に、私たちは疑義を抱いているという

のが今の実情やと思いますので、その ことからいたしますと地方自治法第 96条第2項の追加をしなければな らない事態に追い込まれたというふ うに私は思っております。そのことか らいたしますと、今後、管理者サイド でございますので、この地方自治法第 9 6 条第 2 項の議決事件が仮に採決 された場合に、それに対して、管理者 として、または管理者会として、どの ように取り扱いをされるか、その部分 については管理者サイドの裁量でご ざいますけれども、私を含めて追加事 件に加えるということについては議 会としての私は意思表示をするとい うことでございますので、その点につ きましては、各議員の方もご賛同いた だきたいというふうにお願い申し上 げて発言に変えさせていただきます。 以上です。

○議長(西川正義君) 暫時休憩いた します。

[午後6時55分休憩]

[午後6時56分再開]

○議長(西川正義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、今の発言も含めまして討論ということで採決をさせていただきたいと思います。西澤議員。

○6番(西澤伸明君) 重要な事業の 一つですので、議会の監視機能を強化

するという大きな角度から見ていく 必要があるというように思います。質 問の中で出てましたけども、偏った決 定が下されて小さなとこが圧縮され る、そして押し付けられる。こういう ことがあってはならないことであり ます。この間の竹原地区に決まったい きさつを見てみても、一義的にも二に もですね、非公開としたこと事態が、 こういう問題が起きる本だというよ うに思っています。そういう点では、 最初から公開するようにということ で私は甲良町の議会でも発言をして まいりましたし、ここでも発言をさせ てもらいました。そして、住民の皆さ んが署名を集めて公開で進めるよう にということで署名を提出されたと きも私、同行をさせていただきました。 そういうことから見ても、議会がしっ かりと関与する、関与するというのは 先ほども言いましたように公平・公正 な資料が提出される。そしてその資料 の基に判断ができる。ですから、もち ろん議員の選出の背景には様々な地 域もあれば、政治的な思惑があります ので、大変難しい判断を迫られるとい うように思いますけども、要はやはり 町民全体の、また地域住民全体のです ね、ごみ問題の解決という方向をです ね、一歩踏み出すわけですから、管理 者の方も執行部の方も、それからそれ を監視する議員の方もしっかりと質 疑討論、そして応酬をし協議を重ねる。 1回予算が出てきて、その場で、はい

賛成ということで場所が決まってし まう。これは何とかせんと住民に説明 がつかないですよね。この間で見ても 不透明なことがずっと続いて、管理者 会の会議録を見させてもらっても 様々な意見がある。それから選定委員 会の問題がある。そういう中で決まっ ていくわけですから、当初から議会が しっかりと監視しますよ、というのを メッセージを与える。そして条例の前 提を作っていく担保として、議会が監 視をすることを担保としてもってい く必要がありますし、そういう点では 条例に定める。その運用は様々だと思 いますけども、条例上で設定をして、 そして議会がしっかりと関与する。関 与するからには、繰り返しますけども、 公平・公正な資料や論議のもとに最終 決定していくということになります ので、その辺は一歩進めて、ごみ処理 の広域化、先ほど安澤議員の方からも 各市町で対応するということも含め てという意見もありました。私、個人 としても思っていますのは、彦根市は 彦根市で、そして犬上愛荘は人口上、 いろいろ問題はありますから共同処 理という方向もあります。そのことも 前提で検討しながら進めていくとい うことが大事だと思いますので、その 意見、加えまして賛成討論とします。

〇議長(西川正義君) 河村議員。

**〇17番(河村善一君)** 僕はあえて というか、反対討論いたします。とい いますのはですね、設置位置が公表さ れて、言うと後出しじゃんけんみたい というか。これが先に決まっておって、 議決してやっていくんだったらいい けれども、既に竹原という所は公表さ れて、それをまた変更するための条例 というと、おかしいのではないかと僕、 思うんです。決定して発表されて、そ れを覆すための条例みたいに僕自身 は受け取らざるを得ないと思うので。 ただ、今後のことについて、候補地以 外のことについてのいろいろ議会と して、予算は当然この議会で決めてい くことになろうかと思いますけれど も、そういうことについてはいろいろ、 こういう公開資料出て、今までの検証 についての検討は必要かもしれませ んけれども。そのことを先に決めてお いてやっていくんだったらいいけれ ども、後出しじゃんけん的な条例とい うのは如何なものかということを申 し上げて反対させていただきます。

○議長(西川正義君) 他に討論はございませんか。それでは討論なしと認めます。これにて会議案第1案に対する討論を終結いたします。

これより採決を行ないます。会議案第1号、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方々の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

着席ください。起立多数であります。 よって、会議案第1号、地方自治法第 96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全て終了いた しました。平成29年8月彦根愛知犬 上広域行政組合議会定例会を閉会い たします。皆様、ご苦労様でございま した。

# 午後7時08分閉会

### 会議録署名議員

議 長 西川 正義

議 員 木 村 修

議 員 外川 善正

全 員 協 議 会 (8月30日)

平成 29 年 8 月 30 日(水曜日)

午後2時00分開会

○議長(西川正義君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、全 員協議会を行います。本日の定例会 の欠席者等について、事務局から報 告させます。

○事務局(橋本事務局長) 失礼いたします。事務局長の橋本でございます。

欠席届は出ておりませんが、愛荘 町選出の徳田議員が少し遅れている ようでございます。以上でございま す。

〇議長(西川正義君) これをもちまして全員協議会を終わります。

それでは、今定例会の開会に当たりまして、管理者よりあいさつを受けたいと思います。

管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、こんにちは。大変、残暑厳しい折がら、また公私何かとお忙しいところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、平素から当組合の管理運営 に格別のご理解、ご協力をいただい ておりますこと、合わせてお礼申し 上げます。

さて、今定例会は、平成28年度 (2016年度) 彦根愛知犬上広域

甚だ簡単ではございますが、開会 に当たってのごあいさつとさせてい ただきます。どうか、よろしくお願 いいたします。

○議長(西川正義君) ありがとう ございました。

午後2時01分閉会